

第8期嘉手納町老人福祉計画 (素案)

令和3年3月

嘉手納町 福祉課

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制	3
(1)町内策定体制	3
(2)計画策定のための調査.....	3
5 計画策定のポイント（第8期介護保険事業計画の基本方針の改正）	6
(1)介護保険制度の動向	6
(2)第8期計画において記載を充実する事項について	7
第2章 高齢者を取り巻く現況の整理	10
1 高齢者の状況	10
(1)総人口の推移	10
(2)年齢構成.....	10
(3)高齢者の状況	11
(4)65歳以上親族のいる世帯の状況	12
(5)要介護認定者数の推移.....	13
第3章 第7期計画の進捗と評価	14
1 介護予防と健康づくりの推進.....	14
(1)高齢者の健康づくり	14
(2)重度化防止の推進	18
(3)地域支援事業の充実	18
(4)包括的支援体制の充実.....	20
2 在宅福祉と生きがいの推進	26
(1)高齢者の在宅生活を支える地域づくりの推進	26
(2)高齢者に配慮した居住環境の充実	32
(3)生きがいづくり等への支援	36
第4章 計画策定の基本的な考え方	41
1 計画の基本理念	41
2 基本目標	42
3 施策の体系の変更.....	43
(1)現行計画における施策の体系.....	43
(2)新計画における施策の体系	44
第5章 各 論	45
支援施策1 健康づくりと介護予防の推進	45
(1)健康づくりの推進	45
(2)介護予防の推進.....	47

支援施策2 安全・安心な暮らしを支えるサービスの充実	51
(1) 包括的に支える仕組みの充実.....	51
支援施策3 見守り・支え合いのある地域づくりの推進.....	54
(1) 高齢者の在宅生活を支える地域づくりの推進	54
(2) 高齢者の権利擁護の推進	58
支援施策4 生きがいと社会参加の促進.....	62
(1) 高齢者に配慮した生活環境の充実	62
(2) 生きがいづくり等への支援	65
第6章 介護保険サービス並びに第8期介護保険料について.....	69
1 介護保険サービスの見込み量について.....	69
(1) 被保険者数の将来推計.....	69
(2) 第1号被保険者の要支援、要介護認定者数の推計	69
2 介護保険サービス給付費の推計.....	70
(1) 総給付費の推移.....	70
(2) 第8期介護保険事業計画における介護保険料の算定	73
(3) ランク別保険料の設定.....	73
第7章 推進体制の整備と評価	76
1 計画の推進体制の充実	76
(1) 福祉人材の養成、確保.....	76
(2) 町民、関係機関、行政等の役割	76
2 計画の評価体制	77
(1) 実効性の確保	77
(2) 評価組織体制の整備	77

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

市町村は介護保険法第117条により、厚生労働省が定める介護保険事業に係わる介護給付の円滑な実施を確保するための指針に即して、3年を1期とした介護保険事業計画を定めるものとされており、介護保険制度の創設以来第7期にわたり、多様な介護保険事業の施策が実施されてきました。

第6期以降の介護保険事業計画については「地域包括ケア計画」として、団塊の世代が後期高齢者となる2025年の高齢社会を見据え、高齢者を地域で支えるための地域包括ケアシステムを段階的に構築することが位置付けられました。

本町の令和2年の住民基本台帳における高齢者人口は3,226人、高齢化率は23.9%と超高齢社会が進展しており、こうした急速な高齢社会の進展に対応し、2025年の高齢者像を踏まえつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組みを進め、高齢者の自立生活を支えるための支援を包括的に確保する体制整備を含め、高齢者を社会全体で支える地域づくりに向けた取組を進めてきました。

一方で、団塊ジュニア世代が高齢期を迎え現役世代が急減する令和22年（2040年）においては、さらなる介護需要が増加するなどの新たな課題を見据え、中長期的な視点で介護需要の大きな傾向を把握しつつ、介護離職ゼロへの取組みや介護予防・健康づくり、保険者機能の強化、認知症等の具体的な支援施策の推進と適切な医療・介護サービスの確保に向けた取組みが必要とされています。

また、近年の自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、これまでの生活様式や高齢者支援及び介護保険サービス等の提供体制における新たな視点での取組みや備え等に対する重要性なども基本指針として位置づけられています。

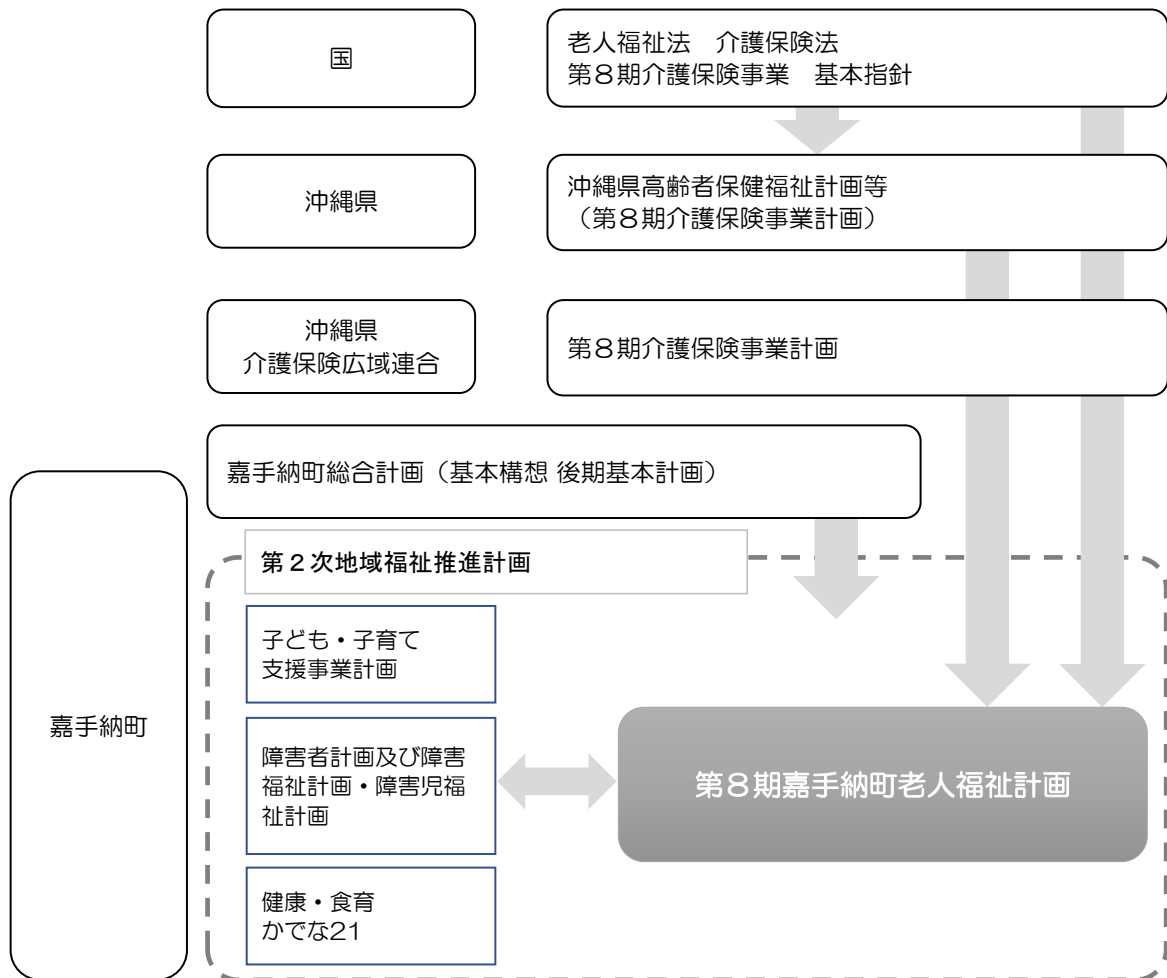
これを踏まえ介護保険事業の保険者である沖縄県介護保険広域連合が策定する「第8期沖縄県介護保険広域連合介護保険事業計画」との整合性を図りつつ、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを可能にしていくため、2025年（令和7年）における地域共生社会の実現に向けた多様な取組みを進めると同時に、2040年（令和22年）の新たな高齢社会に対する備えなどの方向性を見据え、さらなる「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るため「第8期嘉手納町老人福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」です。また、本町は介護保険事業の保険者である沖縄県介護保険広域連合の構成市町村として参画しています。介護保険法第117条に基づき策定される「介護保険事業計画」との整合性を図るものとしします。

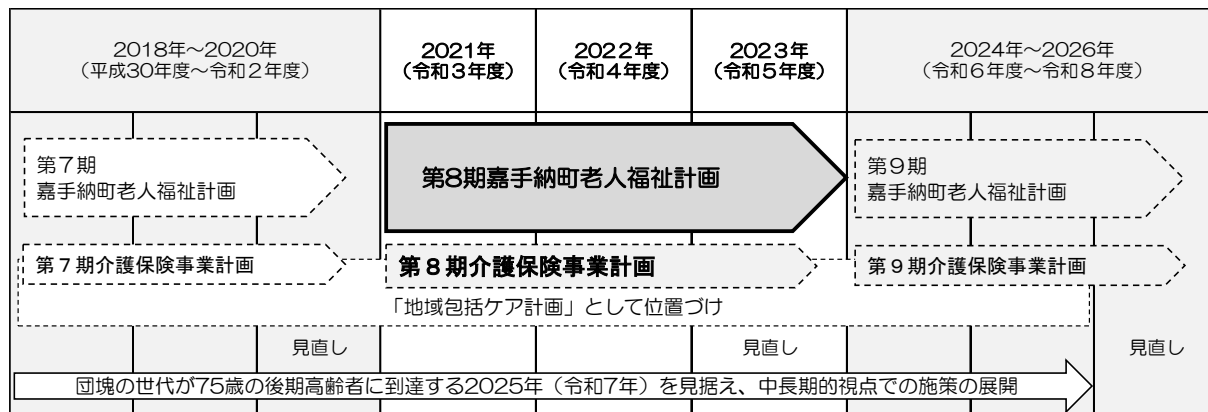
さらに、上位計画である「嘉手納町総合計画」や「地域福祉推進計画」をはじめとする福祉分野の関連計画との相互連携や整合性を図るものとして位置づけます。

計画の位置づけ



3 計画の期間

老人福祉計画は、介護保険事業計画との整合性を図るものとして、計画期間を同時期とします。計画の期間は令和3年度を初年度として令和5年度までの3カ年間とします。



4 計画の策定体制

(1) 町内策定体制

① 嘉手納町老人福祉計画策定委員会の設置

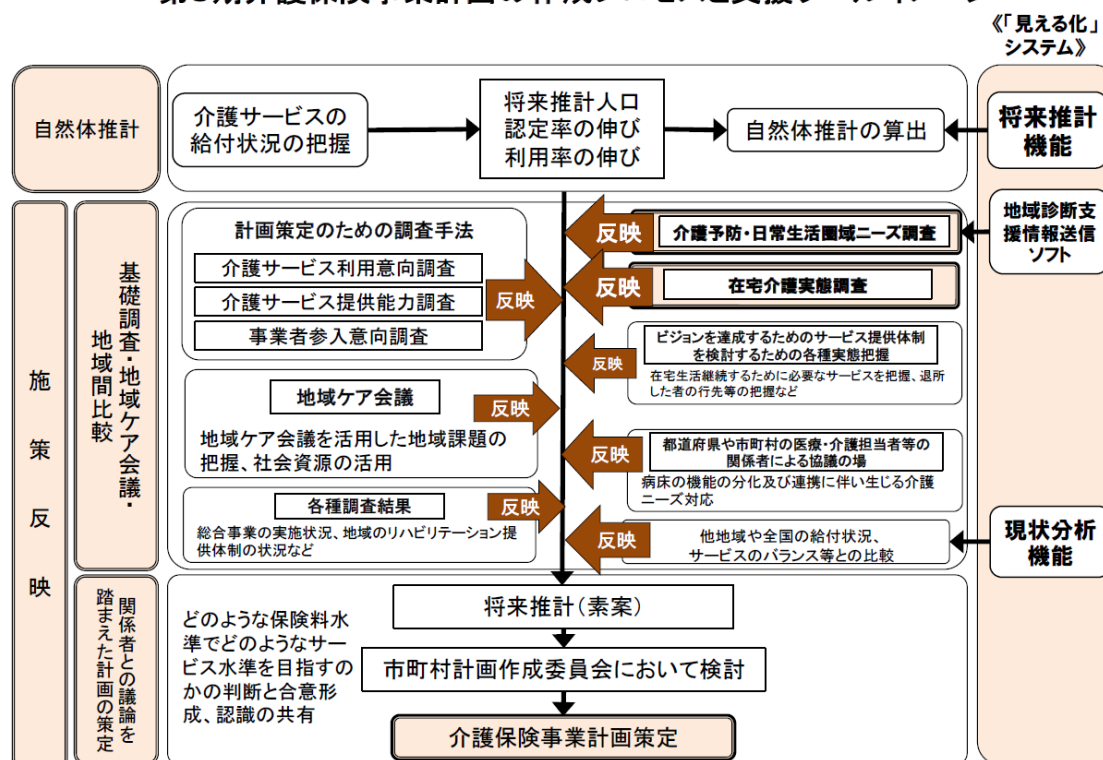
学識経験を有する者、社会福祉関係者、地域福祉関係者、町職員等で構成される嘉手納町老人福祉計画策定委員会において、計画内容について協議、高齢者施策について審議・調整を行いました。

(2) 計画策定のための調査

計画の策定にあたり、現状の実績値や将来の年齢別人口の変化を基に自然体で推計した上で、今後は、地域マネジメントや保険者機能の強化が重視されるため、有効なサービス利用の在り方やサービス基盤の方向性を示す必要があります。

地域の目標を実現するための方向性として、現状の実績に加え以下の策定プロセスと基礎調査等の支援ツールにより、各種調査等を実施することが推奨されています。

第8期介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールイメージ



①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は要介護状態となる前の高齢者について、要介護状態となるリスク(以下、各種リスク)の発生状況と各種リスクに影響を与える日常生活(以下、日常生活)の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的として実施します。

本調査は、介護予防・日常生活支援総合事業の管理・運営に活用することとされていることから、令和3年度においても継続して調査を実施しています。

②在宅生活改善調査の実施について

在宅生活改善調査は、自宅等にお住まいの方で、現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている利用者の実態を把握し、施設・居住型サービスに求められる機能を含め、地域に不足する介護サービス等を検討することを目的として実施しました。

ア調査実施時期：令和2年12月

イ調査対象者数：嘉手納町在住の高齢者のケアプランを作成する居宅介護支援事業所及び小規模多機能型居宅支援事業所のケアマネジャー4事業所へ配布

ウ調査の実施方法：各事業所に対し、メールによる調査票の配布・回収

③居宅介護支援調査

高齢化の進展の伴い介護の需要は益々増加する事が見込まれており、その介護需要にどのような介護サービスを整備していくのかが喫緊の課題となっており、「サ高住」「住宅型有料老人ホーム」「軽費老人ホーム」に入所している潜在的な施設入所者を把握し、今後の施設整備の参考とすることを目的として実施。

ア調査実施時期：令和3年1月

イ調査対象者数：嘉手納町在住の高齢者のケアプランを作成する居宅介護支援事業所52事業所へ配布

ウ調査の実施方法：各事業所に対し、郵送による調査票の配布、FAXで回収

5 計画策定のポイント（第8期介護保険事業計画の基本方針の改正）

(1) 介護保険制度の動向

第6期介護保険事業計画以降、2025年に向け地域包括ケアシステムの構築と深化・推進に向けた多様な施策が展開されてきました。第8期計画においては、介護保険給付という柱のみならず、「介護予防・健康づくりと保険者機能の強化」、「認知（共生と予防）施策の総合的な推進」、「介護現場の改革」などを柱に、地域包括ケアシステムを具現化するため取組みの方向性が位置づけられています。

第6期計画：

地域包括ケアシステムの構築 2025年に向けた取組み

- 地域支援事業の充実
- 全国一律の予防給付を地域支援事業へ移行するなど

第7期計画：

地域包括ケアシステムの深化・推進

- 「我が事・丸ごと」共生社会の推進
- 高齢者の自立支援と重度化防止策の推進
- 医療・介護の連携の推進
- 介護保険制度の持続可能性の確保
- 介護を行う家族への支援や虐待防止策の推進
- 「介護離職ゼロ」に向けたサービス基盤の整備

第8期計画：2040年という次の課題を見据え、2025年に向けて具現化し実践する

○「介護予防・健康づくりと保険者機能の強化」（介護・フレイル（虚弱）予防）

- ・地域保険者としての地域のつながり機能、マネジメント機能の強化
- ・地域支援事業のさらなる推進と健康づくりと介護予防の推進
健康寿命の延伸（2020年で1歳、2025年で2歳）
- ・保険者機能強化推進交付金の機能強化

○「認知症（共生）・（予防）施策の推進」（認知症施策促進大綱）

- 「共生」・「予防」を車の両輪として施策を推進
- 5つの施策を柱とした推進 ⇒K P I 目標設定

○持続可能な制度の再構築・介護現場の改革

これからの地域 づくり戦略

集い
通いの場

お互い
互助

知恵を出
し合い

- 認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加を背景にした人生の最終段階の過ごし方（在宅での看取りを含む）、QOL（生活の質）向上に関する議論
- 高齢者を地域で支えるだけでなく、子育て世代や若者など他の世代を高齢者が支えるという視点（共生社会）
- 自殺対策計画との整合性の確認
- 8050問題への対応

(2) 第8期計画において記載を充実する事項について

国が示した第8期計画の基本指針において記載を充実する事項として、次の7項目があげられています。

①2025年・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年の人口推計等から導かれる介護需要を見据え、第8期計画に位置付けるものとされています。

- ・2025年、2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえる
- ・介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤の整備、地域医療構想との整合性を図る
- ・指定介護療養型医療施設の設置期限（2023年度末）までの確実な転換を行うための具体的方策を定める

②地域共生社会の実現

社会的な支援を必要とする方に対する制度や枠組み、また、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいを持ち、助け合いながら暮らしていくことができる社会を実現していくため、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制の整備を図り、切れ目のない支援を実現することが必要とされています。

- ・地域共生社会の実現に向けた考え方や取組み

③介護予防・健康づくりの施策の充実・推進（地域支援事業の効果的な実施）

高齢者が可能な限り身近な地域において自立した日常生活を営むことが出来るように、高齢者の健康づくりと介護予防事業の一体的な取組みを強化し、健康寿命の延伸を図ることが求められています。また、高齢者が生きがいを持って生活できる地域社会の実現に向け、多様な就労活動や社会参画を行うことができる環境整備を行う必要があるとされています。

- ・介護予防の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他事業との連携」
- ・高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施
- ・総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえる
- ・保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進

- ・在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化の観点を踏まえる
- ・要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考
- ・PDCA サイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備

④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携強化

「地域包括ケアシステム」の構築に当たっては、住み慣れた地域や或いは居宅で最後まで暮し続けたいという高齢者の多様なニーズに応じた住宅の安定確保も必要とされています。

近年、有料老人ホームや高齢者向け住宅の需要は大きく増加する傾向にあるとされており、高齢者の日常生活を支えるサービスを兼ね備えた安全な居住空間を安定的に供給できる環境を整えていくため、沖縄県及び市町村間の連携強化や情報提供体制の構築を図る等、計画的な施設整備を促進する必要があるとされています。

- ・住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況
- ・整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案

⑤認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人ができる限り地域のより良い環境で暮し続けることができるように、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進するものされています。

- ・認知症施策推進大綱に沿って5つの柱に基づき施策を推進
 - ①普及啓発・本人発進支援 ②予防 ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
 - ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
 - ⑤研究開発・産業促進・国際発展
- ・教育等他の分野との連携に関する事項

⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化

介護人材の確保が課題となるなかで、2025年以降において総人口・現役世代の減少する一方で、2040年には介護ニーズの高い85歳人口が急速に増加することが見込まれています。

こうした介護需要の増加を見据え、地域包括ケアシステムの構築を支える質の高い介護人材を安定的に確保する方策を講じるとともに、必要なサービス提供が行える業務の効率化と質の向上に取り組む必要があるとされています。

- ・ 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性
- ・ 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務の改善など、介護現場革新の具体的な方策
- ・ 総合事業の担い手確保に関する取組みの例示として、ボランティア制度等について
- ・ 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について
- ・ 文書負担軽減に向けた具体的な取組み

⑦災害や感染症に係わる体制整備

近年頻発する災害や新型コロナウイルス感染症の流行等に備え、介護事業所等と連携し災害や感染症に対する具体的な対応策に対する啓発・研修会を実施するとともに、必要な物資等の備蓄、調達、輸送体制等について、沖縄県や保健所、医療機関、福祉関連機関、介護保険事業所等と連携した支援体制の整備に向けた取組みを推進するものとされています。

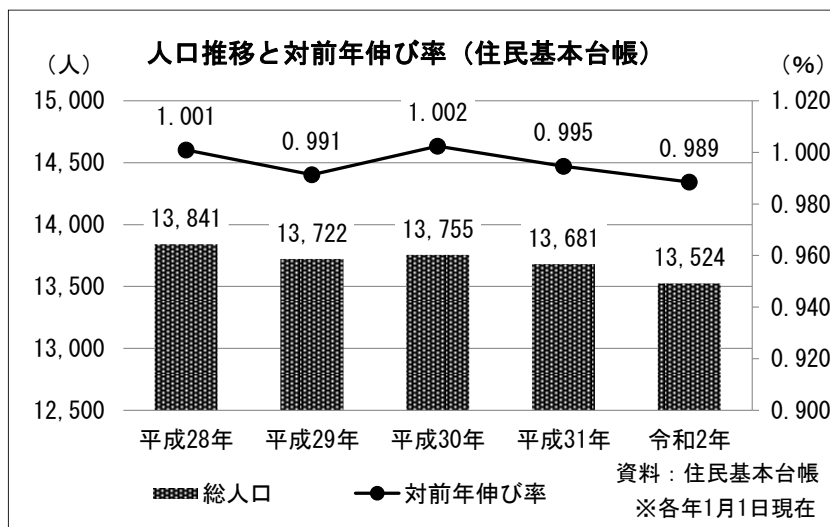
- ・ 近年の災害発生や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性

第2章 高齢者を取り巻く現況の整理

1 高齢者の状況

(1) 総人口の推移

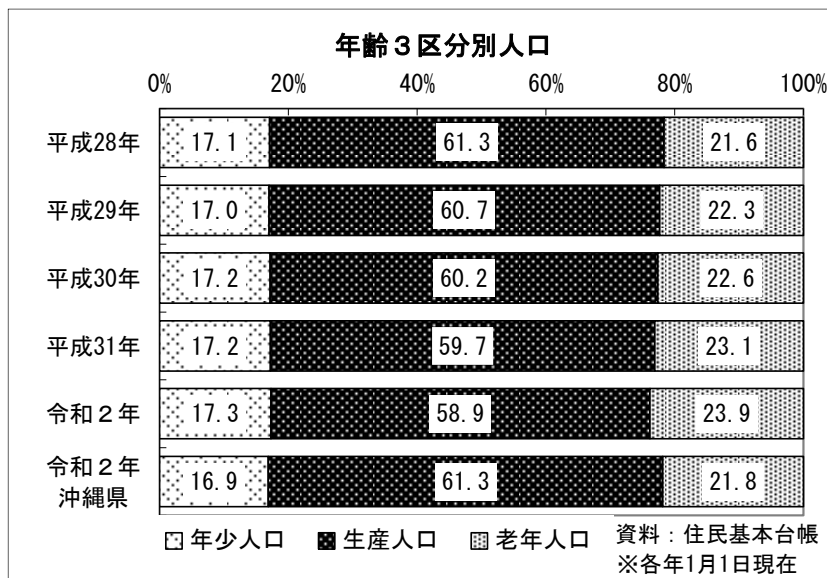
本町の総人口は、平成30年以降微減で推移し令和2年には13,524人となっています。



(2) 年齢構成

令和2年の年齢構成をみると、15歳未満の年少人口比率が17.3%、15歳以上65歳未満の生産年齢人口比率が58.9%、65歳以上の老年人口比率が23.9%となっています。

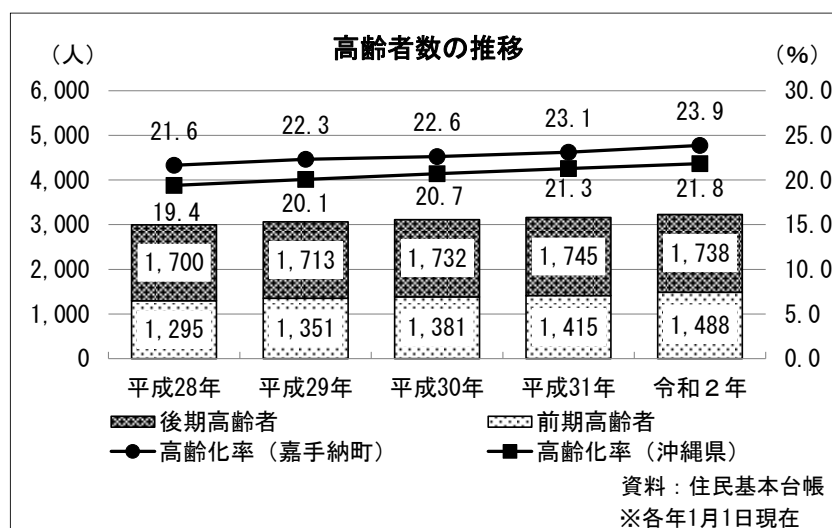
年齢構成の推移をみると、生産年齢人口比率が経年減少傾向で推移している一方、年少人口比率及び老年人口比率は経年増加傾向にあります。特に老年人口比率の伸びは前年と比較して0.8ポイントの増加となっており、本町においては超高齢社会が進展しています。



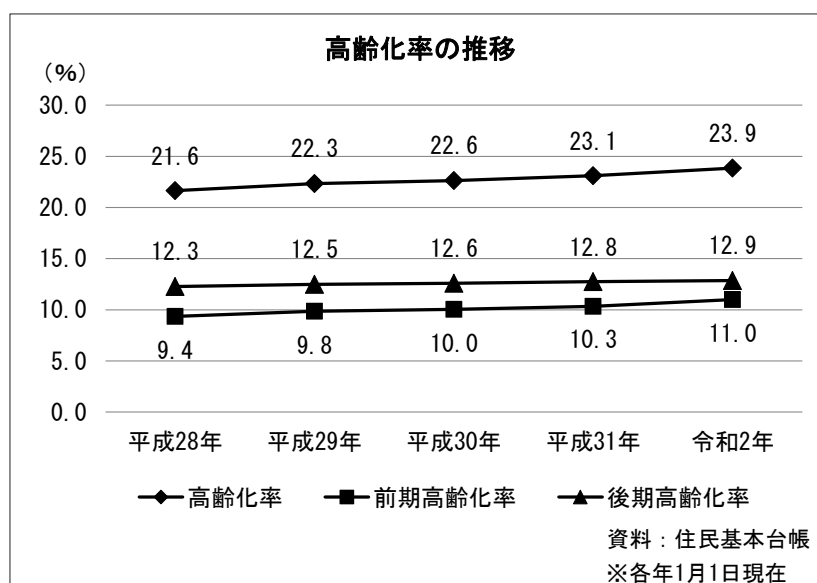
(3) 高齢者の状況

令和2年の住民基本台帳における高齢者数は3,226人、高齢化率が23.9%となっています。高齢化率は上昇傾向にあり5年前の平成28年(21.6%)に比べ2.3ポイント高くなっています。

65歳～74歳までの前期高齢者数は1,488人、75歳以上の後期高齢者数が1,738人となっています。

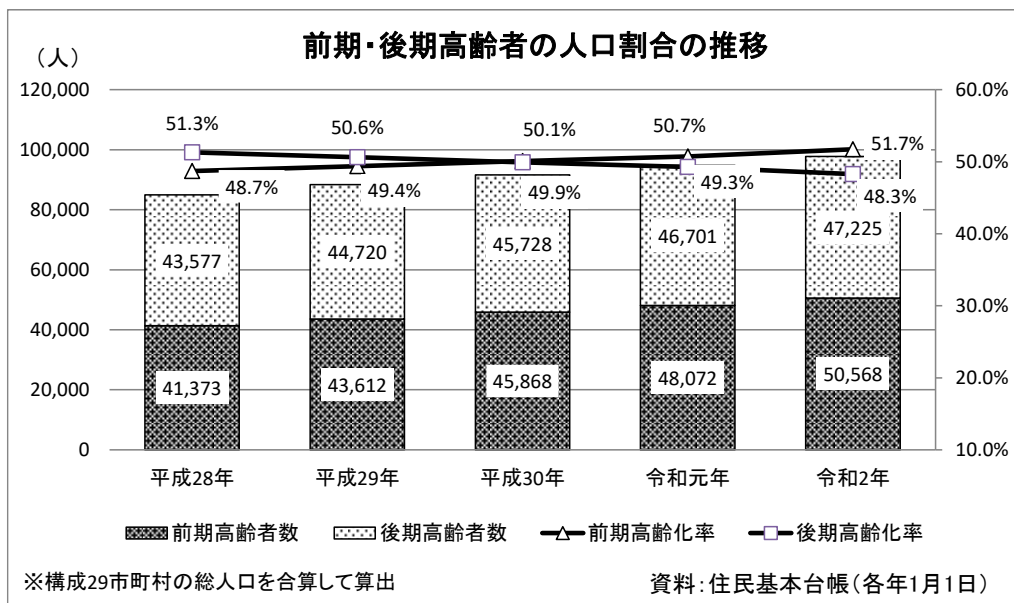


前期及び後期高齢者割合の推移をみると、経年的に後期高齢者割合が高い状況にありますが、平成28年以降は前期高齢者割合が微増で推移しており、前期、後期高齢者割合の格差が縮小しています。



【参 考】

沖縄県介護保険広域連合（県内 29 構成市町村）における前期・後期高齢者割合の推移をみると、団塊の世代が高齢期を迎えたことで前期高齢者数が増加している事に起因して平成 30 年以降は、前期高齢者人口の増加数が後期高齢者人口の増加数を上回っています。



(4) 65 歳以上親族のいる世帯の状況

平成 27 年国勢調査における 65 歳以上親族のいる世帯数は、一般世帯総数の 40.1%を占める 2,030 世帯となっており、平成 22 年（1,897 世帯）に比べ 133 世帯増加しています。

65 歳以上親族のいる世帯のうち、高齢者単身世帯は 605 世帯、高齢者夫婦のみ世帯が 301 世帯となっています。

高齢者単身世帯は、経年増加で推移しており平成 7 年（230 世帯）に比べ 375 世帯増加しています。

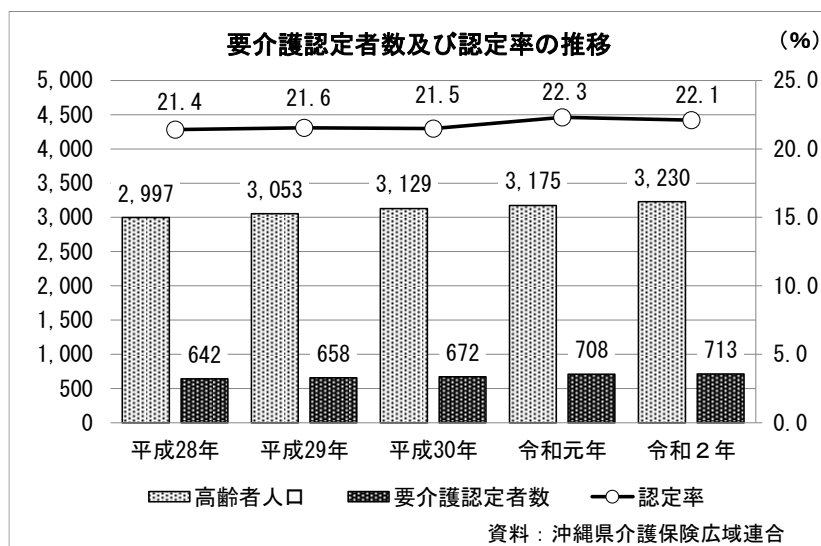
一方、高齢者夫婦のみ世帯は平成 22 年で 310 世帯でしたが平成 27 年には 9 世帯減少しています。

	平成 7年		平成 12年		平成 17年		平成 22年		平成 27年		H7→H27 伸び率	沖縄県口	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比		平成27年	構成比
一般世帯総数	4,234	100.0%	4,406	100.0%	4,661	100.0%	4,933	100.0%	5,065	100.0%	119.6%	559,215	100.0%
65歳以上親族のいる一般世帯	1,231	29.1%	1,520	34.5%	1,733	37.2%	1,897	38.5%	2,030	40.1%	164.9%	183,202	32.8%
高齢者単身世帯	230	5.4%	345	7.8%	442	9.5%	517	10.5%	605	11.9%	263.0%	51,710	9.2%
高齢者夫婦のみ世帯	157	3.7%	220	5.0%	262	5.6%	310	6.3%	301	5.9%	191.7%	34,930	6.2%

資料：国勢調査

(5) 要介護認定者数の推移

令和2年の要介護認定者数(第2号被保険者数を含む)は713人、認定率は22.1%となっています。認定者数は経年微増で推移し、令和元年で22.3%まで上昇しましたが令和2年には0.2ポイント減少しています。



令和2年の要介護度別の認定者数をみると要介護2及び要介護4がともに127人(17.8%)で最も多くなっています。次いで要介護1の117人(16.4%)、要支援2の104人(14.6%)、要介護3の101人(14.2%)、要介護5の75人(10.5%)、要支援1の62人(8.7%)となっています。

要介護度別認定者数の推移

単位: 人

	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
要支援1	69	10.7%	57	8.7%	52	7.7%	55	7.8%	62	8.7%
要支援2	92	14.3%	99	15.0%	91	13.5%	106	15.0%	104	14.6%
要介護1	100	15.6%	101	15.3%	108	16.1%	126	17.8%	117	16.4%
要介護2	90	14.0%	108	16.4%	110	16.4%	121	17.1%	127	17.8%
要介護3	97	15.1%	88	13.4%	105	15.6%	108	15.3%	101	14.2%
要介護4	115	17.9%	127	19.3%	121	18.0%	116	16.4%	127	17.8%
要介護5	79	12.3%	78	11.9%	85	12.6%	76	10.7%	75	10.5%
合計	642		658		672		708		713	
認定率	21.4%		21.6%		21.5%		22.3%		22.1%	

※認定者数には、第2号被保険者含む

資料: 沖縄県介護保険広域連合

第3章 第7期計画の進捗と評価

1 介護予防と健康づくりの推進

(1) 高齢者の健康づくり

1) 特定健診、特定保健指導

①-1 特定健康診査事業

【実施状況及び課題】

集団健診を、各行政区2回、週末健診5回、ナイト健診2回の計19回を実施しています。個別健診は、4月1日から翌年3月31日までを実施期間としています。

令和元年度までは目標を達成し順調に受診率の向上に繋がっていましたが、コロナ禍の影響で、令和2年度は目標数値には届かないことが予想されます。今後は受診率向上と感染症対策の両立が課題になっています。

特定健康診査事業

単位：人

	事業目標			事業実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込
対象者数	2,463	2,389	2,318	2,488	2,432	2,726
受診者数	862	956	1,043	973	1,041	845
受診率	35.0%	40.0%	45.0%	39.1%	42.8%	31.0%

【今後の方向性】

今後の感染状況を鑑みて集団健診の受診方法を再検討し、必要に応じて予約制の導入や、時間指定での案内、健診実施回数の変更等の検討をしていきます。

インセンティブ事業による受診率向上を目指します。

①-2 特定保健指導事業

【実施状況及び課題】

二次健診、血液検査を実施し、利用者のモチベーション維持に取り組んでいます。初回面談や継続支援についてはアウトソーシングを活用しています。保健指導担当者の技術向上・力量形成が課題となっています。今後は、コロナウイルス感染拡大防止のため、対象者の面談が難しい傾向にあり、実施率向上のため指導方法等の見直しが必要となります。

特定保健指導事業

単位：人

	事業目標			事業実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込
対象者数	137	152	166	146	165	130
受診者数	62	73	85	74	64	50
受診率	45.3%	48.0%	51.2%	50.7%	38.8%	38.5%

【今後の方向性】

保健指導員の力量形成のため、国保連合会等の研修会の参加を増やし資質向上を目指します。また、対象者のニーズに合わせ指導内容、時間、方法を見直します。

②後期高齢者健康診査

【実施状況及び課題】

集団健診は、6行政区各2回実施と週末健診（土曜日もしくは日曜日）5回の計17回実施しています。個別健診は、4月1日から翌年3月31日を実施期間としています。

【今後の方向性】

コロナ感染症予防を行いながら、自治会と連携し健診を実施します。

③がん検診

【実施状況及び課題】

毎年4月頃に対象者全員に受診券を送付して受診勧奨を行っています。集団健診において、特定健診等とがん検診の同時受診が可能となっています。がん対策において早期発見・早期治療が重要ですが、その認識が低くがん検診の受診率は横ばいとなっています。

【今後の方向性】

がん検診の受診率向上も含め、国の指針に基づき、正しい検診を正しく行うよう努めます。

④インフルエンザ予防対策

【実施状況及び課題】

季節性インフルエンザ予防接種の一部公費助成を実施しています。接種率が低下しているため、対象者に対し、助成事業の周知を積極的に行うことを検討しています。

インフルエンザ予防対策

単位:人

	事業目標			事業実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込
対象者数	3,260	3,437	3,603	3,237	3,145	3,197
受診者数	1,955	2,062	2,161	1,589	1,468	1,800
受診率	60.0%	60.0%	60.0%	49.1%	46.7%	56.3%

【今後の方向性】

10月広報折込での全体通知以外にも、個別での周知の強化へ取り組みます。

⑤操体教室

【実施状況及び課題】

毎週木曜日（第5週目は休み）午前10時から11時30分まで総合福祉センター4階で、操体を中心とした健康づくりを行っています。

操体教室

単位:回、人

	事業目標			事業実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込
開催回数	45	45	45	42	40	33
参加実人数	25	25	25	12	12	12

【今後の方向性】

コロナ感染症の予防を行いながら継続実施します。

⑥健康体操（かでな ふ～体操）の普及

【実施状況及び課題】

「ふ～体操」教室として、年間2クール計36回×6教室開催しています。新規参加者が少なく、利用者が固定化しています。

【今後の方向性】

継続実施し、新規利用者の増加、自主活動化へ向けた働きかけを行います。

⑦総合健康相談

【実施状況及び課題】

町民に対し、毎週木曜日の午前中に健康相談日を設け役場で実施しています。令和2年度の利用者減少は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が考えられます。引き続き広報等で健康相談事業の周知を図り、必要な方に利用を進めます。

【今後の方向性】

継続して実施します。

⑧肺炎球菌予防接種

【実施状況及び課題】

高齢者の健康の保持増進を図ることを目的として、肺炎球菌予防接種費用の全額助成を行っています。定期及び行政措置ともに接種率が低いため、事業周知の強化を図ります。

【今後の方向性】

季節性インフルエンザ予防接種と合わせて案内を行い、広報誌での掲載や折込チラシなど、周知の機会を定期的に設けます。

⑨人間ドック等の助成

【実施状況及び課題】

人間ドック・脳ドックを希望する者に対し、1万円の助成金を支給しています。平成28年度より人数制限なしで事業を実施しています。

【今後の方向性】

継続して実施します。

⑩後期高齢者医療保険への助成

【実施状況及び課題】

対象者へ4月初めにハガキを一斉送付しています。申請期間は8月31日までとなっていますが、その1か月前までに申請がない方へは再通知及び電話等で申請を促しており、できるだけ対象者全員への交付を目指しています。

保険料の見直し（軽減特例措置の一部見直し）及び被保険者の増加により、今後交付予算額が増加すると見込まれます。

【今後の方向性】

継続して実施します。

(2) 重度化防止の推進

① 重度化防止の啓発と事業評価の推進

【実施状況及び課題】

マンパワー不足により、継続的な個別事例の検討を行う地域ケア会議の開催が出来ていない状況です。また、地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域分析が出来ていないことが課題となっています。

【今後の方向性】

ケア会議の継続的な開催を実現可能とするため、マンパワーの確保を計画的に行い、地域ケア会議において複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための事業の検討等を行います。さらに、「見える化」システムを活用し、地域分析を行い分析結果等の周知、共通認識、適切な介護予防事業を実施します。

(3) 地域支援事業の充実

1) 一般介護予防事業の推進

① 介護予防の重要性に関する啓発

【実施状況及び課題】

地域包括支援センターのリーフレットを活用し、介護予防事業の普及啓発を図っています。今後とも介護予防・日常生活支援総合事業の周知を行う必要があります。

【今後の方向性】

今後ともリーフレットを配布し周知を継続します。

② 高齢者筋力向上トレーニング事業（ふ～体操）

【実施状況及び課題】

「ふ～体操」教室として、年間2クール計36回×6教室開催しています。新規参加者が少なく、利用者が固定化しています。

	事業目標			事業実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込
開催回数	240	240	240	240	221	247
参加延べ人数	4,800	4,800	4,800	2,325	1,957	2,132

【今後の方向性】

継続実施し、新規利用者の増加、自主活動化へ向けた働きかけを行います。

③複合型プログラム（元気アップ塾）

【実施状況及び課題】

シルバー支援センターにて、運動・認知・栄養改善・口腔機能向上に関する内容を運動レベルによって3クラス開設し、各クラス週1回開催、年間2期に分けて各期15回ずつ開催しています。

事業に参加した事で機能向上できた利用者が、住み慣れた地区で参加できる集いの場が少ないため、そのまま利用を継続する場合があります、利用者が固定化しています。

複合型プログラム(元気アップ塾)

単位:回、人

	事業目標			事業実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込
開催回数	60	60	60	60	55	78
参加延べ人数	1,050	1,050	1,050	685	709	517

【今後の方向性】

関係機関と連携して対象者を把握し教室につなげ、住み慣れた地域で参加できる集いの場や介護予防教室の開催、さらに自主活動化への働きかけを行います。

④水中運動教室

【実施状況及び課題】

健康増進センター温水プールにて、4クラス×1クール20回を年2クール開催しています。平成29年度からは事業を整理統合して、さわやか水中運動教室1クラスを増設していますが、新規参加者が少なく、利用者が固定化しています。

一般水中運動教室

単位:回、人

	事業目標			事業実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込
開催回数	160	160	160	160	145	120
参加延べ人数	3,200	3,200	3,200	1,611	1,430	1,036

さわやか水中運動教室

単位:回、人

	事業目標			事業実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込
開催回数	80	80	80	80	72	58
参加延べ人数	1,600	1,600	1,600	540	395	441

【今後の方向性】

周知方法についてホームページの活用や委託事業所と検討し、新規利用者の増加につなげます。

⑤認知症予防教室（じんぶん倶楽部）

【実施状況及び課題】

認知機能低下の遅延及び予防のために、地域型認知症予防プログラムを実施しています。

新規参加者が少なく、また、教室終了後に自主活動への参加につなげる事が課題となっています。

認知症予防教室(じんぶん倶楽部)

単位:回、人

	事業目標			事業実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込
開催回数	10	10	10	10	15	20
参加延べ人数	150	150	150	131	180	160

【今後の方向性】

周知方法について検討し新規利用者の増加、自主活動へ向けた支援を行います。

2)介護予防・生活支援サービス事業の充実

①通所型サービスA事業（はつらつ塾）

【実施状況及び課題】

平成30年度で事業終了。

通所型サービスA事業(はつらつ塾)

単位:回、人

	事業目標			事業実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込
開催回数	40	40	40	30	—	—
参加延べ人数	600	600	600	22	—	—

(4)包括的支援体制の充実

1)地域包括支援センターの充実

【実施状況及び課題】

主任ケアマネ、保健師（経験のある看護師）、社会福祉士の3職種を配置して困難事例等、3職種連携し支援しています。

主任ケアマネについて、会計年度任用職員であるため、継続性に不安があります。

【今後の方向性】

主任ケアマネの配置を途切れないようにします。

2) 介護予防ケアマネジメントの推進

【実施状況及び課題】

総合事業対象者並びに要支援認定者の方が要介護状態とならないよう予防に努め、自らの選択に基づくサービス利用支援を実施しています。

自立支援の視点を持ったケアプランの作成が課題となっています。

【今後の方向性】

継続して実施します。

3) 総合相談支援事業の充実

①地域における様々な関係機関と連携した相談体制の構築

【実施状況及び課題】

相談内容に応じて社会福祉士が社会福祉係・社会福祉協議会・民生委員・自治会・医療機関・介護保険サービス事業所等と連携し対応しています。今後とも、関係機関との連携がスムーズに行えるよう関係性を構築していく必要があります。

【今後の方向性】

継続して実施します。

②夜間、休日相談窓口の充実

【実施状況及び課題】

閉庁後、休日の相談窓口を幸仁会比謝川の里に委託し、24時間体制で、介護に関する相談や高齢者虐待の防止、早期発見・対応が出来るよう体制を整備しています。

町民の認知度を上げるための方法を検討する必要があります。

【今後の方向性】

周知方法として、ホームページの活用をしているが、それ以外の周知方法を検討します。

③身近な相談窓口の充実

【実施状況及び課題】

身近な地域での相談窓口としてコミュニティソーシャルワーカーが2人社会福祉協議会へ配置されています。

【今後の方向性】

継続して実施します。

4) 在宅医療と介護の連携

医療や介護ニーズのある高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時等に柔軟に対応するなど、在宅医療と介護の関係機関や多職種が連携し、在宅医療と介護サービスを切れ目なく提供する体制づくりに向けた取組みを進めます。

5) 認知症施策の推進

①認知症に対する理解を促進する普及啓発活動の推進

【実施状況及び課題】

平成30年度、令和元年度は、ニライ消防、高校、介護予防サポーター、区見守り隊、小学生とその親等を対象に実施しています。令和2年度には、社協主催のお助け会員に対して認知症サポーター養成講座開催しています。

認知症サポーター養成後の活動をどのように推進するかが課題となっています。

認知症に対する理解を促進する普及啓発活動の推進

単位:人

	事業目標			事業実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込
認知症サポーター養成人数	907	1,007	1,107	887	1,076	1,088

※令和2年度見込(新型コロナ感染拡大防止のため計画していた事業が中止となる)

【今後の方向性】

認知症サポーター養成講座終了後の活動の場の情報提供等を行います。また、商工会等への養成講座の受講勧奨等を行い、幅広い分野でサポーターを増やし、安心して暮らせる嘉手納町をつくります。

②認知症の早期発見・対応

【実施状況及び課題】

認知症関連相談や支援依頼に対しては随時対応しています。認知症初期集中支援チームを設置し、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられるよう整備します。

事業に関する認知度があまり高くないことが課題となっています。

【今後の方向性】

関係機関並びに町民に対して、周知を行います。

③認知症予防の推進

【実施状況及び課題】

運動、口腔機能の向上等の取組みが認知機能低下の予防につながる可能性が高いことを踏まえ、じんぶん倶楽部等の介護予防事業を実施し、ミニデイサービスを開催しています。平成28年度以降のじんぶん倶楽部は自主活動として継続開催されていますが、教室参加者が少ないことが課題となっています。

【今後の方向性】

認知症施策推進大綱にもあるように「予防」とは、「認知症にならない」と意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を穏やかにする」という意味であるということからも、予防に関するエビデンスの収集・普及を図るとともに、通いの場における活動の推進等、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への「備え」としての取組みに重点を置きます。

④認知症介護者への支援

【実施状況及び課題】

認知症介護者の負担軽減支援を目的に、介護者同士の情報交換、いこいの場として、認知症カフェを月1回開催していますが、参加者が少ないことが課題となっています。

認知症カフェ

単位:人

	事業目標			事業実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込
開催回数	—	—	—	6	11	6
参加人数	—	—	—	153	226	90

※令和2年度:実施見込2回、参加者見込31人

【今後の方向性】

介護者の負担軽減のために、認知症の人やその家族が地域の人や専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解し合える場を今後も継続して実施します。

⑤認知症ケアパスの作成並びに活用

【実施状況及び課題】

平成30年度に嘉手納町ケアパスを作成し、相談時に配布していますが、認知症ケアパスの活用が十分ではないことが課題となっています。

【今後の方向性】

生活機能障害の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示しているため、相談時の活用をはじめ、地域住民や民生委員等の支援者にもケアパスの周知を行い、活用を継続します。また、適宜情報の見直し等も行い、活用しやすいよう整備を行います。

⑥地域における見守り体制の充実

【実施状況及び課題】

平成29年6月に認知症高齢者等の見守り及び安全支援に関する協定を締結しています。沖縄県警「行方不明者情報管理システム」に情報を登録し、道迷いなどで警察に保護された時に、本人に負担なく緊急連絡先につながります。

登録案内をしていますが、家族等が躊躇し登録に至らないことが課題となっています。

【今後の方向性】

本町と嘉手納警察署で「認知症高齢者等見守り及び安全支援に関する協定」を締結、本人・家族に包括支援センターが関わっているということを伝え、不安なく利用が出来るよう今後も事業の周知を図ります。

6) 地域ケア会議の推進

【実施状況及び課題】

地域ケア会議と地域ケア推進会議を開催していますが、マンパワー不足のため計画した実施回数の開催に至っていません。

地域ケア会議の推進

単位:回

	事業目標			事業実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込
開催回数	4	6	8	4	3	1

【今後の方向性】

地域ケア個別会議は「個別ケースの検討、課題解決」や「地域課題の発見、共有、検討」を行うものです。多種多様な専門職の協働により個別のケアプランを「本人の自立や生活環境の向上」に繋がっているか確認・強化することで、自立に向けた個別支援の視点や個別の課題の積み上げができるようになります。

地域ケア推進会議は、「関係機関の代表者等による情報共有」、「地域課題に対する解決策及び改善策の検討」、「地域包括支援業務を支える地域支援の開発」、「その他地域包括ケアに関する事項等」を議題に運営を行います。

7)生活支援体制整備事業の推進

【実施状況及び課題】

生活支援コーディネーターを1名配置し、自治会や民生委員、老人クラブの代表者、町内福祉関係者等とともに「いつでも誰かとゆるやかに繋がっているまち」をコンセプトに生活支援体制整備研究会やワーキンググループを開催しています。「暮らしの困りごとアンケート」や地域の話し合いの場から把握された生活支援ニーズに対し、住民が集い・交流できる場と移動販売をつなぐ「なかゆくい広場」を地域とともに立ち上げました。また、住民参加型の有償の支え合い活動の立ち上げのため、担い手アンケートやボランティア養成講座を開催しました。

	事業目標			事業実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込
生活支援体制整備研究会開催回数	—	—	—	4	4	0

【今後の方向性】

今後は、有償の支え合い活動「ちょこっとお助けゆいまーる事業」の開始に向けて仕組みづくりを行い、事業の周知と新たな担い手の掘り起こしを行い、住民がお互いに支えあい、つながりをもてる地域を目指します。また、住民同士で暮らしやすい地域について話し合い、新たな生活支援サービスや仕組みを作るための話し合いの場を持てるよう、地域に働きかけともに考えていきます。

2 在宅福祉と生きがいつくりの推進

(1) 高齢者の在宅生活を支える地域づくりの推進

1) 地域福祉活動の推進

① ボランティア及び福祉活動団体等の育成・支援

【実施状況及び課題】

ボランティアだよりの発行やボランティア講座を開催し、ボランティア活動を知る、参加するきっかけづくりを行なっています。また、現在活動中のボランティアに関しても、ボランティア保険や活動場所の整備等を行ない安心して、継続した活動が行なえるよう支援しています。

広報誌や講座を通してボランティアに参加する方もいますが、まだまだ希望者が少ない状況にあります。

	事業目標			事業実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込
ボランティア登録人数	535	535	535	584	645	621
ボランティア団体数	23	23	23	25	25	24

【今後の方向性】

広報誌や講座、新たなボランティア活動づくりを通して、誰でも気軽にボランティア活動に参加できるきっかけづくりを勧めていきます。

② 民生委員児童委員活動の充実

【実施状況及び課題】

「住民の立場に立った相談・支援」を原則として、人権とプライバシーを尊重し住民との信頼関係を築き活動を行っています。

コミュニティソーシャルワーク事業やミニデイサービス事業に関わることで、関係機関や団体との連携を図ります。

民生委員に欠員があり、人材の確保のための活動の周知と幅広く人材を発掘する体制が課題となっています。

民生委員児童委員活動の充実

	事業目標			事業実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込
定員数	28	28	28	27	25	25

【今後の方向性】

民生委員活動を周知するとともに、住民の多様化する相談に対応するため相談活動の基本となる幅広い知識を習得し、また、関係機関との連携を深め活動を推進していきます。

③地域支え合いマップの充実

【実施状況及び課題】

小地域福祉活動（見守り隊）において自治会長、民生委員、見守り隊員を中心に、見守りたいマップを作成しています。社協と見守り隊で情報共有を行い、地域の支え合いの充実を図っています。（東区、北区、南区、西区）また、民協においても自治会長にも参加いただき、年1回マップ作成を全区にて実施しています。定期的に実施している中で、元となるマップ自体の作成に時間がかかること、中央区、西浜区において実施するための組織化がこれからであることが課題としてあげられます。

【今後の方向性】

今後は社協だけではなく、関係機関とも定期的な情報共有の場と機会を創設していきます。

④地域福祉ネットワークの構築

【実施状況及び課題】

自治会長、民生委員、見守り隊員を中心に、行政区を単位とした見守り隊（小地域福祉活動）を結成し、見守り合い、支え合いの基盤づくりを推進しています。また、中央区においては、集い・交流の場である「なかゆくい広場」を実施し、地域のネットワークづくりを行っています。全区での実施となっていない点、新型コロナウイルス感染拡大の影響等による継続性が大きな課題となっています。

ア 地域資源を活用した、支え合いの仕組みづくり

それぞれの行政区の状況をみながら、その区のタイミングで組織化を目指します。見守り合い、支え合いの必要性等を知る・気づく機会づくりを今後も行います。

見守り隊などの小地域福祉活動組織の結成

単位：回

	事業目標			事業実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込
結成数(行政区)	4	5	6	3	4	5

2) 高齢者の在宅生活支援

①寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

【実施状況及び課題】

寝具の衛生管理が困難な高齢者の寝具を洗濯乾燥消毒し、清潔で快適な生活が過ごせるよう支援するとともに、介護者の負担の軽減を図っています。事業の周知活動を行っていますが利用者が少なく、事業の周知不足が課題となっています。

【今後の方向性】

事業の周知に向けて地域支援者や団体等への広報活動に取り組み、在宅で快適に過ごせるよう支援していきます。

②軽度生活支援事業

【実施状況及び課題】

介護保険で自立と認定された、又はまだ認定がおりていないが、ヘルパーの派遣を必要としている 65 歳以上の高齢者の自宅に、週に 1 回ヘルパーを派遣し、生活支援をしています。利用者が少ない状況にあり、周知不足が課題となっています。

軽度生活支援事業

単位:人

	事業目標			事業実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込
登録人数	3	3	3	3	2	1

【今後の方向性】

事業の周知方法を工夫し、高齢者の自立した生活に向けた支援をしていきます。

③高齢者等食の自立支援事業

【実施状況及び課題】

食事が作れない、買い物ができない等の理由により、食事の確保が難しく、見守りが必要な独居高齢者等に対し、配食と安否確認を行う事業です。

実施内容:夕食のみ月～土の6日以内。平成30年度より特別食の配食も可能となった。利用者負担は1食あたり、普通食(250円)、糖尿・透析・腎食(320円)、きざみ・アレルギー食(370円)、ミキサー食(420円)。

以前からの利用者の高齢化に伴い、施設入所等により、中止者が増えている状況です。

高齢者等食の自立支援事業

単位:人、食

	事業目標			事業実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込
登録人数	65	67	69	66	66	76
配食数	7,000	7,200	7,400	6,612	6,502	7,300

【今後の方向性】

継続して実施します。

④生活管理指導短期宿泊事業

【実施状況及び課題】

居宅において日常生活を営むのに支障がある者で生活指導の必要がある場合に、一時的に介護施設へ宿泊させ、生活習慣の指導及び体調調整を図り、自立に向けての支援を行っています。事業利用による自己負担額がわかりにくいということが課題となっています。

【今後の方向性】

わかりやすい利用者負担額を示して、利用者や家族への理解に努め、高齢者の緊急時に施設入所ができるよう関係機関と連携を図ります。

⑤老人福祉助成事業（おむつ助成）

【実施状況及び課題】

寝たきり及び認知症で6カ月以上おむつを使用している高齢者に対し、月額10,000円の助成金を支給しています。支払基準日を明確にする必要があります。

【今後の方向性】

今後も、事業の周知に向けて広報活動に取り組んでいきます。

⑥緊急通報システム事業

【実施状況及び課題】

緊急時に通報コールセンターに通報することにより、必要な処置を迅速に行うことができます。また、定期コールによる安否確認をする事業を行っています。利用者やその家族からの緊急時の対応や安否確認について多様なニーズが出てきており、それらニーズに対する対応策の検討が課題となっています。

【今後の方向性】

事業の周知に向けた広報活動に取り組み、利用者のニーズに合わせたサービスの提供ができるよう努めます。

⑦一人暮らし高齢者電気保安点検

【実施状況及び課題】

旧盆前に、町内の電気工事業協同組合の協力により、一人暮らし高齢者宅の電気保安点検を行っています。事業の決定から実施までの期間が短く、対象者を探すことに苦慮しています。

【今後の方向性】

継続して実施します。

⑧高齢者日常生活用具支給事業

【実施状況及び課題】

65歳以上の非課税高齢者世帯を対象とし、火災警報器、自動消火器、テレビアンテナ、チューナー、電磁調理器等の日常生活用具を支給する事業を行っています。利用者が少なく、周知不足が考えられます。

【今後の方向性】

今後も、事業の周知に向けて広報活動に取り組んでいきます。

⑨敬老祝金支給事業

【実施状況及び課題】

敬老の意を表し、高齢者福祉の増進を図ります。70～99歳へ5,000円、100歳以上へ20,000円を支給しています。本人または家族が受取りを拒否する場合や、受取り忘れによる未受給者への対応が課題となっています。

【今後の方向性】

自治会、介護施設等や未受給者等へ、さらに口座振替の広報活動を実施していきます。

⑩米寿・カジマヤー・新百歳記念品支給事業

【実施状況及び課題】

トーチ・カジマヤーの対象者には日本製羽毛布団を寄贈しています。(令和2年度に関しては、生年祝金として現金の支給。) 新百歳高齢者は写真入り記念額縁を支給しています。

トーチ 83名 ・カジマヤー 17名 ・新百歳 6名

【今後の方向性】

トーチカ・カジマヤーの対象者には、記念品ではなく、生年祝金として現金の支給を検討しています。

①後期高齢者葬祭費補助金交付

【実施状況及び課題】

葬祭執行人へ一律3万円を支給しています。死亡届等の窓口申請時に葬祭費の申請も行ってもらっています。未申請者へはお知らせ通知を送付して申請を促しています。

【今後の方向性】

継続して実施します。

3) 権利擁護事業の充実

①成年後見制度の活用促進

【実施状況及び課題】

相談を受け、随時対応するとともに、窓口にパンフレットを設置しています。成年後見制度利用促進に向けて周知を図る必要があります。

【今後の方向性】

継続して実施します。

②高齢者虐待防止の普及啓発活動の推進

【実施状況及び課題】

地域包括支援センターの相談機能を夜間・休日を含めた24時間体制とすることにより高齢者虐待にも随時対応できる体制としています。高齢者虐待に対する普及啓発活動が少ないことが課題となっています。

【今後の方向性】

高齢者虐待に関する普及啓発強化を図ります。

③事例困難ケースへの対応(老人福祉施設への措置)

【実施状況及び課題】

困難ケース発生時は他関係機関と協議及び連携のもと措置対応を視野に入れて対応検討しています。入所措置件数：0件

【今後の方向性】

継続して実施します。

④日常生活自立支援事業

【実施状況及び課題】

令和元年度から市町村化が始まり、契約者数は、3名から始まり現在は2名となっています。（新規契約に向けて、現在3名調整中）市町村化が始まるまでは、基幹型の専門員が対応していましたが、現在は専従の職員はいないため、兼務で実施しています。知識、経験（専門性）の蓄積が少なく対応に限界があることが課題となっています。

【今後の方向性】

嘉手納町においても、権利擁護のニーズは高まっていくことは間違いなく、そのニーズに対応するためにも、成年後見制度と日常生活自立支援事業を一体的に中核機関設置と合わせて実施していくためのさまざまな準備を検討します。

(2) 高齢者に配慮した居住環境の充実

1) ひとにやさしいまちづくりの推進

①ひとにやさしいまちづくりの普及啓発

【実施状況及び課題】

以下の路線で改良工事を実施しています。

歩道未整備の箇所：歩道整備（町道 34 号線）、グリーンベルト設置（町道 64、36、4-1、50 号線）

現道に歩道を整備するとなると物件補償や用地取得が必要となるため、事業実施に多大な時間と費用が生じることが課題となっています。

【今後の方向性】

今後にも必要に応じ歩道幅員の確保など、安全で快適な道路環境づくりに努めます。

2) 住環境の整備

①町営住宅における高齢者向け住宅の整備

【実施状況及び課題】

水釜第二町営住宅の建替に向けた、基本設計・実施設計を実施しています。（水釜第二町営住宅建替基本・実施設計H30・R1）

嘉手納町公営住宅等長寿命化計画の改定作業を実施、各住棟の状況に応じた改善事業の方針等（安全性、長寿化、福祉対応、居住性向上）を設定しています。

（嘉手納町公営住宅等長寿命化計画策定R2）

町営住宅は高齢者以外に多様な世帯が入居しています。高齢者向けに特化した住宅を整備することは難しい状況です。

【今後の方向性】

水釜第二町営住宅の建替事業については、「沖縄県福祉のまちづくり条例」「日本住宅性能評価基準」の要求水準を満たす施設整備を進めます。その他の公営住宅等については、長寿命化計画により方針として示された、各住棟に応じた改善事業等を実施します。

②町営住宅等の優先入居

【実施状況及び課題】

高齢者の町営住宅空家待ち申込者は、抽選会において抽選番号を2個（一般申込者は1個）付与する優遇申込者としています。申込者が多い割に、空き家の発生が少なく、高齢者以外に障害者、一人親世帯、生活保護世帯、多子世帯等も優遇申込者に該当するため、入居の可能性は低い状況にあります。

【今後の方向性】

現状通り実施します。

③高齢者住宅改造費助成事業

【実施状況及び課題】

非課税世帯または生活保護世帯に属する高齢者で、寝たきり又は身体障害等の理由で住宅改造が必要な方に対し、住宅改造にかかった費用の一部又は全部を助成しています。利用者が少なく、周知不足が考えられます。

【今後の方向性】

事業の周知方法を工夫し、高齢者の自立した生活に向けた支援を行います。

④高齢者居住サポート事業

【実施状況及び課題】

家賃の支払能力があるにもかかわらず、連帯保証人が確保できない等を理由に、賃貸住宅への入居に困窮している高齢者に対して、入居の支援等を行う事業を実施しています。事業の周知不足と、緊急連絡人が探せないことが課題となっています。

【今後の方向性】

事業の周知方法を工夫し、高齢者の自立した生活に向けた支援を行います。

3) 高齢者の移動支援の充実

① 高齢者外出支援事業

【実施状況及び課題】

一般の交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者に対して、介護タクシーによる、医療機関や公共施設までの移動支援を行う事業を実施しています。

送迎先が近隣市町村の域を超えてしまう場合や利用方法や事業の周知をさらに工夫する必要があります。

【今後の方向性】

高齢者外出支援タクシー料金助成事業（実証実験）の結果、今年度、本格導入し事業を実施していきます。今後も、事業の周知に向けて広報活動に取り組んでいきます。

4) 防犯・防災、交通安全対策の充実

① 消費者支援対策の充実

【実施状況及び課題】

嘉手納地区防犯協会による、防犯についてのチラシ配布及び青色回転灯車両によるパトロールを実施しています。嘉手納警察署及び関係機関との連携強化を図っていきます。

【今後の方向性】

嘉手納地区防犯協会等と連携し、高齢者が犯罪に巻き込まれない、安全なまちづくりに努めます。

② 避難行動要支援者システムの充実

【実施状況及び課題】

避難支援希望確認者や災害時要援護者登録申請書を送付し、登録に向けて取り組んでいます。令和2年度は、避難行動要支援者システム入替予定と情報伝達するシステム（グラスフォン）の導入を予定しています。

地域支援者の確保が難しく、個別計画まで実施できていない状況です。

【今後の方向性】

社協、コミュニティソーシャルワーカー、民生委員、地域見守り隊、自治会等と連携しながら地域支援者の確保に取り組んでいきます。

③災害時の避難・誘導體制の構築

【実施状況及び課題】

避難行動要援護者システム構築への協力を既存の地域組織との連携により実施しています。避難行動要援護者システム登録者、登録希望者への協力員の確保が課題となっています。また、災害に特化した取組みというよりも、日常から災害に備える取組みが必要です。

台風等接近の注意喚起を防災無線、エリアメール等により配信しています。自主防災組織の設置が西浜区だけとなっているので、他の行政区の組織立ち上げが課題となっています。

【今後の方向性】

災害に特化した取組み、組織化というよりも、日常からのつながり、助け合いづくりをベースに取り組みます。

令和2年度において防災行政システムの整備を行い複数の情報伝達システムへ配信が可能となります。

④高齢者交通安全教室の実施

【実施状況及び課題】

嘉手納地区交通安全協会による、高齢者に対する交通安全教室を実施（DVD放映、反射材、チラシの配布、講話）しています。嘉手納警察署及び関係機関との連携強化を図ります。

【今後の方向性】

嘉手納地区交通安全協会等と連携し、高齢者の交通事故のない、安全なまちづくりに努めます。

⑤交通安全付帯施設の充実

【実施状況及び課題】

嘉手納警察署への信号機等の設置依頼、都市建設課（道路関係部署）との連携を図っています。今後も嘉手納警察署及び関係機関との連携強化を図ります。

【今後の方向性】

関係機関等との連携を図り、高齢者が快適に道路や歩道を安心して行動できるよう、交通安全施設の充実に努めます。

(3) 生きがいづくり等への支援

1) 地域及び世代間交流の推進

① 生きがい活動支援通所事業（施設型）

【実施状況及び課題】

介護保険で自立と認定された、又はまだ認定がおりていないが、急ぎでデイサービスの利用を必要とする閉じこもりがちな高齢者に対し、週に1回デイサービスを利用することにより社会的孤立を解消し自立した生活ができるように支援しています。利用者が少なく、周知不足が考えられます。

生きがい活動支援通所事業(施設型)

単位:人

	事業目標			事業実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込
登録人数	4	4	4	2 (年度内廃止者6人含まない)	2 (年度内廃止者1人含まない)	2

【今後の方向性】

事業の周知方法を工夫し、高齢者の自立した生活に向けた支援を行います。

② 地域介護予防活動支援事業（ミニデイサービス）

【実施状況及び課題】

家に閉じこもりがちな一人暮らし等の高齢者に対し、生きがいの高揚、社会参加及び健康増進を目的に各自治会において月2回ミニデイサービスを実施しています。協力員の高齢化や担い手の確保が課題となっています。

地域介護予防活動支援事業

単位:日、人

	事業目標			事業実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込
開催日数	135	135	135	125	111	4
参加延べ人数	2,400	2,400	2,400	1,882	1,692	50

【今後の方向性】

協力員の確保に努めます。

②-1 ミニデイサービス交流会「揃って遊ばな～われらは仲間」

【実施状況及び課題】

年に1回、地域介護予防活動支援事業における全行政区の利用者及び協力員が集い、交流会を実施しています。

ミニデイサービス交流会「揃てい遊ばな～われらは仲間」 単位:人

	事業目標			事業実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込
参加人数	200	200	200	196	168	0

【今後の方向性】

継続して実施します。

③社会参加の場づくり

【実施状況及び課題】

制度やサービスの狭間におり、閉じこもりがちな高齢者を対象にしたサロン事業を月に1回開催し、仲間づくりの場、閉じこもりの防止、介護予防・健康づくりの場を提供しています。基本的には他サービスを利用していない高齢者を対象としているため、他サービスへ移行し利用者が減っている状況です。新規利用者の発掘が課題となっています。

社会参加の場づくり 単位:箇所

	事業目標			事業実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込
設置箇所数	1	1	1	1	1	1

【今後の方向性】

各区で実施しているミニデイサービスに参加できなくなった方々を、新規利用者としてサービス提供することができないか検討します。

④多様な居場所をつなげるネットワークの構築

【実施状況及び課題】

なかゆくい広場や集合住宅の集会場など、地域の中にも居場所づくりや既存の社会資源の活用などの実施例はありますが、ネットワーク化には至っていない状況です。また、新型コロナ感染拡大防止の影響もあり、現在は停滞気味のため、地域の中にある社会資源を活かした、より身近な、よりアットホームな(小さな)居場所が必要です。

【今後の方向性】

地域の中に自然にある集い・交流の場、または社会資源を改めて見つけ、地域の宝物として大切にしていける、活用していく視点をもてるような取組みを、地域住民、社協、行政などとともに進めます。

2) 生きがい活動の場づくり

① 老人クラブ活動の充実支援

【実施状況及び課題】

既存会員の年齢が高齢化している中、若い会員を獲得するため、新たな取り組みを行っています。(HIPHOP 講座、スマートフォン講座)

全会員への情報周知方法や各区班長も高齢化が進み、戸別訪問が難しく課題となっています。

老人クラブ活動の充実支援

単位:箇所、人

	事業目標			事業実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込
老人クラブ数	6	6	6	6	6	6
会員数	1,250	1,250	1,250	1,082	1,135	1,176

【今後の方向性】

嘉老連事務局と各区単位クラブの情報共有のため、各区サークル活動等に関わる機会を増やします。

新規事業の実施や広報に取組み、新規会員の増を目指します。(ディスコフットネス等)

② シルバー支援センター機能の充実

【実施状況及び課題】

「ふ～体操同好会」「じんぶん倶楽部同好会」等の自主サークル活動の利用や介護予防関連教室で活用しています。ロータリープラザホームページで広報を行っています。

【今後の方向性】

継続して実施します。

3) 生涯学習及びスポーツの振興

① 多様な生涯学習機会の充実

【実施状況及び課題】

中央公民館講座を実施しています。

高齢者に特化していないが、閉講後も受講者同士が自発的につながりを持てるような雰囲気づくりに努めます。

【今後の方向性】

幅広い年齢層に魅力的な講座を引き続き開催していきます。

②スポーツ・レクリエーションの充実

【実施状況及び課題】

アクアサイズ教室、ゴルフ教室、町民スポーツ・レクリエーション大会、町民ウォーキング大会、町民新春マラソン大会、職員親善ボウリング大会、職域親善ソフトボール大会、職員親善ターゲットバードゴルフ大会を実施しています。

受講者は高齢者に特化していませんが、閉講後も継続してスポーツを実施するよう、サークルなどの組織化が課題となっています。

【今後の方向性】

高齢者のみを対象とした事業は実施していないが、アクアサイズ教室やゴルフ教室、町民ウォーキング大会、町民スポーツ・レクリエーション大会など高齢者が参加しやすい事業を実施できるよう引き続き努めます。

4)生きがい就労環境の整備

①高齢者の就労支援

【実施状況及び課題】

多くの求人情報を発信するため、嘉手納町商工会の協力のもと、求人情報を嘉手納町役場内へ掲示する旨を会員事業所へ周知を行っています。また、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用への影響を鑑み、対策として雇用促進資格取得支援事業を実施しています。より多くの求人情報を発信できるよう取組みを行っていますが、町内事業所の求人が高齢者向けのものが少なく、高齢者向け求人情報の発信が課題となっています。

【今後の方向性】

高齢者向けの求人情報が多く発信できるよう方法を検証しながら引き続き取り組めます。また、高齢者の個々の能力を活かした就労機会を支援できるよう資格取得支援補助金事業を継続して実施します。

②高齢者の就労支援相談の充実

【実施状況及び課題】

高齢者も利用できる総合就職相談窓口及びセミナーを実施しましたが、令和2年度よりセミナーは廃止となりました。

令和元年度の総合就職相談窓口及びセミナーの60歳以上の利用者は126名となっており、うち、就職できた方は1名(0.8%)となっており、いかに就職の決定にまで繋げられるかが課題となっています。

【今後の方向性】

平成 27 年国勢調査以降、沖縄県内の雇用情勢は改善されており、総合就職相談窓口の必要性を検証することを想定していましたが、新型コロナウイルスの感染症の拡大影響により雇用情勢は激変したため、総合就職相談窓口は継続して実施していきます。

第4章 計画策定の基本的な考え方

1 計画の基本理念

高齢者が住み慣れた地域の中で、心豊かに生きがいを持って過ごすことができるように、高齢者自身も地域とのつながりや担うべき役割をもつことや、地域でつながるすべての関係者が、ともに支え合い・見守る地域福祉の環境づくりを進めていきます。

また、高齢者一人ひとりの心身の状況や暮らし(経済的な状況)などの環境に配慮し、行政や福祉サービス事業者のみならず、多様な主体と連携したサービスを提供し高齢者の暮らしや、安心して介護する環境を整えるなど社会全体で支える共生社会の実現を目指し、基本理念を次のように定めます。

基本理念

地域で支え合う健康長寿・福祉のまち かでな

2 基本目標

基本目標1：健康づくりを地域で支えるまちづくり

介護予防を重視し、いきいきとした高齢期を過ごすことができるように、ボランティア等の人材や関係機関、団体等と連携し、地域ぐるみの健康づくりに取り組めます。

地域の中で、つながりを持つ多様な主体や関係機関が相互に連携し、高齢者の自立生活を支えるための支援や活動の充実に努めます。

基本目標2：自立した生活を支えるまちづくり

高齢者にとって住みよい生活環境づくりに努めるとともに、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるように、地域で支え合い、“地域の福祉力”を高める仕組みづくりに取り組めます。

また、高齢者が安心して暮らしていくために、心身の状況に配慮したサービスを円滑に提供する体制整備の充実に努めます。

基本目標3：生きがいのある暮らしを支えるまちづくり

地域、世代間交流の機会の中で、高齢者が豊かな経験や知識を活かし、地域を支える一員として社会参加や「生きがい」を見つけ活動する場づくりに取り組めます。

また、高齢者を介護する家族の介護負担の軽減を図るなど、住み慣れた地域の中で安心して暮らすことや在宅生活の継続につながる介護環境の充実に努めます。

3 施策の体系の変更

(1) 現行計画における施策の体系

【基本目標】

健康づくりを地域
で支えるまちづく

自立した生活を支
えるまちづくり

生きがいのある暮
らしを支えるまち

【施策の方向性】

介護予防と健康づくり
の推進

- (1) 高齢者の健康づくり
- (2) 重度化防止の推進

- (3) 地域支援事業の充実
 - 1) 一般介護予防事業の推進
 - 2) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

- (4) 包括的支援体制の充実
 - 1) 地域包括支援センターの充実
 - 2) 介護予防ケアマネジメントの推進
 - 3) 総合相談支援事業の充実
 - 4) 在宅医療と介護の連携
 - 5) 認知症施策の推進
 - 6) 地域ケア会議の推進
 - 7) 生活支援体制整備事業の推進

在宅福祉と
生きがいづくり支援

- (1) 高齢者の在宅生活を支える
地域づくりの推進
 - 1) 地域福祉活動の推進
 - 2) 高齢者の在宅生活支援
 - 3) 権利擁護事業の充実

- (2) 高齢者に配慮した居住環境
の充実
 - 1) ひとにやさしいまちづくりの推進
 - 2) 住環境の整備
 - 3) 高齢者の移動支援の充実
 - 4) 防犯・防災、交通安全対策の充実

- (3) 生きがいづくり等への支援
 - 1) 地域及び世代間交流の推進
 - 2) 生きがい活動の場づくり
 - 3) 生涯学習及びスポーツの振興
 - 4) 生きがい就労環境の整備

介護保険サービス並び
に第7期介護保険料に
ついて

- (1) 介護保険サービスの見込み量について
- (2) 介護保険サービス給付費の推計

推進体制の整備と評価

- (1) 計画の推進体制の充実
- (2) 計画の評価体制

(2) 新計画における施策の体系

【基本目標】

健康づくりを地域
で支えるまちづく

自立した生活を支
えるまちづくり

生きがいのある暮
らしを支えるまち

【施策の方向性】

支援施策 1
健康づくりと介護予防
の推進

(1) 健康づくりの推進

(2) 介護予防の推進

- 1) 自立支援、重度化防止の推進
- 2) 介護予防事業の推進

支援施策 2
安全・安心な暮らしを
支えるサービスの充実

(1) 包括的に支える仕組みの
充実

- 1) 地域包括支援センターの充実
- 2) 介護予防ケアマネジメントの推進
- 3) 総合相談支援事業の充実
- 4) 在宅医療と介護の連携
- 5) 地域ケア会議の推進

支援施策 3
見守り・支え合いのあ
る地域づくりの推進

(1) 高齢者の在宅生活を支える
地域づくりの推進

- 1) 地域福祉活動の推進
- 2) 高齢者の在宅生活支援
- 3) 生活支援体制整備事業の推進

(2) 高齢者の権利擁護の推進

- 1) 権利擁護の充実
- 2) 認知症施策の推進

支援施策 4
生きがいと社会参加の
促進

(1) 高齢者に配慮した生活環境
の充実

- 1) ひとにやさしいまちづくりの推進
- 2) 住環境の整備
- 3) 高齢者の移動支援の充実
- 4) 防犯・防災、交通安全対策の充実

(2) 生きがいづくり等への支援

- 1) 地域及び世代間交流の推進
- 2) 生きがい活動の場づくり
- 3) 生涯学習及びスポーツの振興
- 4) 生きがい就労環境の整備

介護保険サービス並び
に第8期介護保険料に
ついて

(1) 介護保険サービスの見込み量について

(2) 介護保険サービス給付費の推計

推進体制の整備と評価

(1) 計画の推進体制の充実

(2) 計画の評価体制

第5章 各論

支援施策1 健康づくりと介護予防の推進

(1)健康づくりの推進

いきいきと健康で明るい高齢期を迎えるために、町民一人ひとりが生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組んでいくことが大切です。

健康寿命を伸ばしていくため、すべての年代を対象として「活動的な85歳」を目指し、生活習慣病予防対策に重点を置いた地域ぐるみの健康づくり支援や疾病の早期発見・治療、重症化防止対策を含めた健康づくりを総合的に支援する施策に取組みます。

①特定健診、特定保健指導

【主管課：町民保険課】

生活習慣病の発症予防や重症化を未然に防ぐなど、生涯にわたる生活の質の維持・向上に資する特定健診、特定保健指導の実施や内容の充実が求められています。

コロナ禍の影響等を考慮し、集団健診の受診方法、予約制の導入、時間指定での案内、健診実施回数の変更等を検討するとともに、引き続き自治会や健康を守る会など地域と連携し働き盛りの方々に対する健診の受診勧奨を行いナイト健診の継続実施や、勧奨ハガキ等の広報活動による受診率の向上に努めます。

特定保健指導担当者の資質の向上を図るとともに、初回面談や継続支援については特定保健指導担当者による特定保健指導、対応可能な病院のアウトソーシングを活用するなど、対象者のニーズに合わせ場所や時間の調整、指導内容を見直し、生活習慣への改善に向けた取組みを支援していきます。

【事業目標】

特定健康診査事業

単位：人

	実績見込	第8期 目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	2,726	2,655	2,655	2,655
受診者数	845	1,115	1,155	1,194
受診率	31.0%	42.0%	43.5%	45.0%

特定保健指導事業

単位：人

	実績見込	第8期 目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	130	179	191	202
受診者数	50	97	109	121
受診率	38.5%	54.2%	57.1%	60.0%

②後期高齢者健康診査

【主管課：町民保険課】

75歳以上の後期高齢者を対象とした集団健診、週末健診、個別健診の受診率の向上を図るため自治会等と連携した受診勧奨や、生活習慣病の予防対策、疾病の早期発見並びに早期治療、健康づくり事業と連携した健康診査の充実を図ります。

③がん検診

【主管課：町民保険課】

各種がん検診の受診率向上対策として、チラシのポスティングや広報車による周知を図っていますが、周知不足を要因として各種がん検診の受診率が低い状況にあります。

今後とも、がんに関するパネル展等を実施し、がん検診の重要性に関する周知を図るとともに、がんの早期発見・早期治療を目的とした各種がん検診の受診率の向上や検診体制の充実を図ります。

④インフルエンザ予防対策

【主管課：町民保険課】

高齢者のインフルエンザの発症、重症化を防いでいくため、65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満で心臓、肝臓、呼吸器系機能に1級程度の障がいのある方に対し予防接種の勧奨と接種費用の一部助成を行います。

接種率の向上を図るため、老人クラブ連合会の総会や「揃って遊ばな～われらは仲間」等での周知の強化を図ります。

【事業目標】

インフルエンザ予防対策

単位：人

	実績見込	第8期 目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	3,197	3,272	3,455	3,631
受診者数	1,800	1,963	2,073	2,178
受診率	56.3%	60.0%	60.0%	60.0%

⑤健康体操の普及

【主管課：福祉課(地域包括支援センター)】

現在、4カ所において「かでな ふ～体操」の自主活動が行われていますが、参加者の固定化、新規の自主活動グループの発足が無いのが課題となっています。

今後とも、新規参加者の増加に向けた周知活動を行い、高齢者が体を動かす習慣を身につけ健康の維持、体力の保持増進を図るための主体活動を広める支援を行います。

⑥総合健康相談

【主管課：町民保険課】

総合健康相談において、心身の健康に関する総合的な指導、助言を行い、町民の健康の維持、改善に取り組めます。

⑦肺炎球菌予防接種

【主管課：町民保険課】

医師が予防接種を必要と認める方に対し肺炎球菌予防接種費用の全額助成を行っていますが、周知不足により接種率が低い状況にあります。

インフルエンザ予防接種とあわせて発症予防及び蔓延予防・重症化を防いでいくための普及啓発活動と予防接種の推奨による接種率の向上に努めます。

⑧人間ドック等の助成

【主管課：町民保険課】

30歳以上の町民を対象に「人間ドック又は脳ドック」を希望する方に対し、「嘉手納町人間ドック等助成事業実施要綱」の規定に基づき助成を行っており、今後とも継続して事業を行います。

⑨後期高齢者医療保険への助成

【主管課：町民保険課】

後期高齢者医療被保険者の方で、過年度分の保険料の未納がなく、かつ、嘉手納町住民基本台帳に継続して10年以上の期間記載されている方を対象に、保険料の均等割の助成を行っています。

今後とも、事業の継続に向けた取り組みを進めます。

(2)介護予防の推進

1) 自立支援、重度化防止の推進

高齢者ができる限り要支援、要介護状態とならないように、また、要支援、要介護認定を受けている高齢者が適切なサービスを利用することで自立を支援し、重度化防止を図るため、介護保険事業の保険者である沖縄県介護保険広域連合と連携した「介護予防・日常生活支援総合事業」を推進します。

①重度化防止の啓発と事業評価の推進

【主管課：福祉課(地域包括支援センター)】

各種統計や調査等に基づき要介護状態となるリスクの発生状況と各種リスクに影響を与える日常生活の状況や地域の抱える課題を把握した上で、状況に応じた適切な予防事業の実施と介護予防の重要性を認識してもらうための啓発活動の充実に努めます。

また、沖縄県介護保険広域連合と連携し「見える化」システムの活用による地

域分析に基づいた事業等の見直しを行うなど自立支援・重度化防止に向けた取組みを進めます。

2) 介護予防事業の推進

介護等が必要な状態となることを予防し、できる限り住み慣れた地域の中で自立した生活を続けるために、身体機能や認知機能の維持・低下を防ぎ、地域とのつながりや役割を維持できるよう介護予防事業とフレイル対策を一体的に実施していく必要があるとされています。すべての高齢者を対象として、要介護（要支援）状態となることを未然に防ぎ、高齢者自身が介護予防について理解を深め、介護予防事業等に積極的に参加する仕組みづくりと効果的な介護予防プログラムの提供に努めます。

① 介護予防の重要性に関する啓発

【主管課：福祉課(地域包括支援センター)】

介護予防が重要となることについて、高齢者に広く理解してもらう必要があります。今後とも、多くの高齢者が介護予防に関心を持ち、心身の状況に応じた事業へ参加できるよう、地域包括支援センターのパンフレットの活用や関係機関との連携による啓発を行います。

② 高齢者筋力向上トレーニング事業

【主管課：福祉課(地域包括支援センター)】

筋力向上トレーニングとして、かでなふ～体操教室を各地区で実施しています。今後は、新規参加者の拡充と自主活動としての活動を広げる取組みを進めると同時に、新たな高齢者筋力向上トレーニング事業についても、今後検討する必要があります。年間2クール計36回×6教室開催

【事業目標】

高齢者筋力向上トレーニング事業(ふ～体操)

単位：回、人

	実績見込	第8期 目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	247	414	216	216
参加延べ人数	2,132	4,140	4,320	4,320

③ 複合型プログラム（元気アップ塾）

【主管課：福祉課(地域包括支援センター)】

複合型プログラムとして、筋力向上プログラムを中心に栄養改善・口腔機能向上・認知症予防などの総合的な内容を行う「元気アップ塾」を実施しています。介護予防に関する知識の普及と日常生活の中で介護予防に取り組めるよう、新規利用者の増加に向けて広く町民に呼びかけ内容を充実させていきます。

【事業目標】

複合型プログラム(元気アップ)

単位:回、人

	実績見込	第8期 目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	78	90	60	60
参加延べ人数	517	900	1,050	1,050

④水中運動教室

【主管課：福祉課(地域包括支援センター)】

水中運動教室は、現状を維持し継続して事業を実施します。平成29年度より年齢や体力に合わせたプログラムを行う「さわやか水中運動教室」が1クラス増設されています。利用者の固定化が課題となっており、新規利用者の増加に向けた取組みを進めます。

【事業目標】

一般水中運動教室

単位:回、人

	実績見込	第8期 目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	120	160	160	160
参加延べ人数	1,036	1,600	3,200	3,200

さわやか水中運動教室

単位:回、人

	実績見込	第8期 目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	58	80	80	80
参加延べ人数	441	800	1,600	1,600

⑤認知症予防教室(じんぶん倶楽部)

【主管課：福祉課(地域包括支援センター)】

認知症予防教室は、継続して実施します。高齢期の早い時期から認知症予防に取組めるよう、新規参加者の増加と教室終了後の自主サークル活動につなげるよう取組みを進めます。

【事業目標】

認知症予防教室(じんぶん倶楽部)

単位:回、人

	実績見込	第8期 目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	20	20	15	15
参加延べ人数	126	200	300	300

⑥ロコモアップ教室

【新規】

【主管課：福祉課(地域包括支援センター)】

コミュニティセンターや集合住宅の集会場など、身近で参加しやすい会場で、体力に応じた運動器の機能向上トレーニングを行っています。自分にあった運動を継続する事で介護予防の意識を高めながら、住民同士の交流の場や自主活動につなげるよう取り組みを進めます。

【事業目標】

ロコモアップ教室

単位：回、人

	実績見込	第8期 目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	54	105	105	105
参加延べ人数	291	1,050	1,050	1,050

⑦通所型サービスC (がんじゅうパワー塾)

【新規】

【主管課：福祉課(地域包括支援センター)】

基本チェックリスト該当者、要支援認定を受けた高齢者に対して、保健・医療の専門職による生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを短期集中的に行うプログラムです。要介護状態となることの予防または要介護状態の軽減、悪化の防止および地域において自立した日常生活が送れるよう支援を実施していきます。

【事業目標】

通所型サービスC(がんじゅうパワー塾)

単位：回、人

	実績見込	第8期 目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	50	69	69	69
参加延べ人数	188	552	552	552

支援施策2 安全・安心な暮らしを支えるサービスの充実

(1) 包括的に支える仕組みの充実

1) 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを支える中核機関です。高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを支援するため専門職の適正配置を含め、人員体制の充実に向けた取組みを進めます。

また、活動内容等の周知を図るとともに、各種関係機関との連携を図りながら地域の様々な課題へ対応することができる体制づくりに取組みます。

【主管課：福祉課（地域包括支援センター）】

専門職種 第1号被保険数	保健師等		社会福祉士等		主任介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
3,000人以上	1人	—	1人	—	1人	—

「専従」＝勤務時間を通じて包括的支援事業以外の職務に従事しないこと。常勤・非常勤の別は問わない

2) 介護予防ケアマネジメントの推進

総合事業の対象者や要支援者の方々が、要介護状態となることがないように、自立支援の視点に基づくケアプランの作成に向け、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上に資する研修体制や情報提供等、沖縄県介護保険広域連合と連携して進めていきます。

【主管課：福祉課（地域包括支援センター）】

3) 総合相談支援事業の充実

高齢者が日常的に抱えている問題や高齢者の虐待等に対応し、適切な支援につなげていくため、地域、民生委員児童委員並びに関係機関等と連携した相談体制の充実を図ります。

また、高齢者が地域の中で安心して暮らしていくことができるよう相談窓口の周知を図るとともに、福祉サービス並びに介護保険サービスに関する情報提供を行います。

①地域における様々な関係機関と連携した相談体制の構築

【主管課：福祉課（地域包括支援センター）】

高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう支援するため、多職種連携により情報の共有、ネットワークの構築等を図りつつ、総合相談支援体制の充実に向けた取組みを進めています。

今後とも多様な関係機関との連携・強化を図りつつ、より身近な地域で相談支援を受けることができる体制の強化に向けた取組みを進めます。

②夜間、休日相談窓口の充実

【主管課：福祉課（地域包括支援センター）】

介護に関する相談や、高齢者の保健、福祉に関する相談に対し、24時間体制で相談に対応することができるよう「夜間、休日相談窓口」を設置しています。

今後はホームページ等を活用し夜間、休日相談窓口の周知を図り窓口の活用を促すとともに、相談に対し関係機関と連携のもと解決に努めます。

③身近な相談窓口の充実

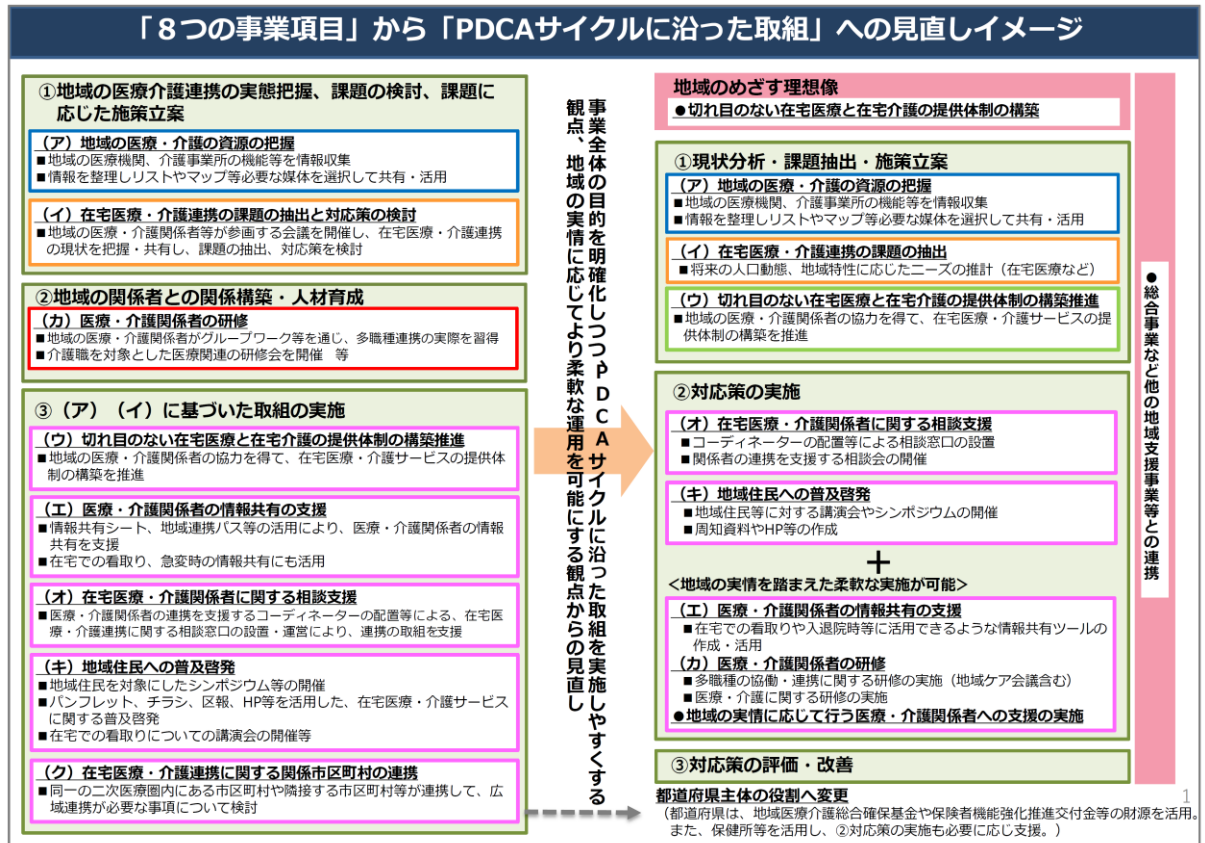
【主管課：福祉課】

本町の各区コミュニティセンターは、地域の高齢者が気軽に集まる場所として定着し、地域の高齢者とのつながりが強い施設となっています。

コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、認知症支援推進員との相談支援ネットワークを活用し身近な地域での相談や悩み等に対し適切なサービスにつなげていくため、各区コミュニティセンターを身近な相談窓口として充実を図ります。

4) 在宅医療と介護の連携

医療や介護ニーズのある高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時等に柔軟に対応するなど、在宅医療と介護の関係機関や多職種が連携し、在宅医療と介護サービスを切れ目なく提供する体制づくりに向けた取組みを進めます。



資料：厚生労働省

5) 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、多職種連携・ネットワークの構築、地域課題への対応、地域資源の活用と開発などを目的として開催しています。

今後とも、多職種連携による地域課題の解決の場、自立支援型のケアマネジメントの資質の向上を支援する場等として開催できる体制づくりに向けた取組みを進めます。

【主管課：福祉課（地域包括支援センター）】

【事業目標】

地域ケア会議の推進

単位：回

	実績見込	第8期 目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	1	3	6	6

支援施策3 見守り・支え合いのある地域づくりの推進

(1) 高齢者の在宅生活を支える地域づくりの推進

1) 地域福祉活動の推進

少子高齢社会が進展する中で、「我が事」・「丸ごと」の地域づくりとして「支え手」、「担い手」に区分するのではなく、地域福祉活動の主体となる住民や関係機関がそれぞれの役割を担いつつ連携し、支え合い活動を実施する共生社会を実現していくことが求められています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを支援していくため、地域や人と人とのつながりを基本とし、地域福祉活動に対する意識の高揚を図り、多様な主体と連携した総合的な支え合い、見守り体制の構築に向けた取組みを推進します。

① ボランティア及び福祉活動団体等の育成・支援

【主管課：福祉課、社会福祉協議会】

地域の人々が地域福祉の担い手として活動し、支援を必要とする高齢者等を地域の中で支えていくことが必要となります。

そのため、社会福祉協議会や関係機関等との連携を図り、新たなボランティア活動づくりや講座、研修会等の充実を図るなど、誰でも気軽にボランティア活動に参加できるきっかけづくりに取り組みます。また、ボランティア保険や活動場所等の整備を行うなど、継続した活動を支援するとともにボランティア及びボランティアグループの育成支援に取り組みます。

【事業目標】

ボランティア及び福祉活動団体等の育成・支援

単位：人、団体

	実績見込	第8期 目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ボランティア登録人数	621	621	621	621
ボランティア団体数	24	24	24	24

② 民生委員児童委員活動の充実

【主管課：福祉課、社会福祉協議会】

地域福祉の推進役として定数維持を図るための人材の確保・育成に努めるとともに、地域における様々な支援を必要とする町民を公的サービスへ円滑に橋渡しできる体制づくりを進めます。

【事業目標】

民生委員児童委員活動の充実

単位：人

	実績見込	第8期 目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員数	25	28	28	28

③地域支え合いマップの充実

【主管課：社会福祉協議会】

現在、小地域福祉活動(見守り隊)において民生委員児童委員と連携し要援護高齢者等の把握を行い、「地域支え合いマップ」の作成に取り組んでいます。

地域包括ケアシステムの構築に向け各行政区、関係機関との情報共有及び連携を図り、6行政区における支え合いマップ作成に取り組めます。

④地域福祉ネットワークの構築

【主管課：福祉課、社会福祉協議会】

社会福祉協議会を中心に「地域で気づき、地域で見守り、地域で支え合う」を合言葉に、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを支援するため、地域の実情を勘案し行政区を単位とした「支え合いネットワーク」づくりを推進します。

ア 地域資源を活用した、支え合いの仕組みづくり

社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員児童委員と連携しながら、高齢者同士がお互いに見守り、支え合う(声かけ、安否確認)意識を深めた活動や交流の場づくりに向けた取組みを進めます。

【事業目標】

見守り隊などの小地域福祉活動組織の結成

単位：箇所

	実績見込	第8期 目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
結成数(行政区)	5	5	6	6

2) 高齢者の在宅生活支援

①寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

【主管課：福祉課】

在宅の寝たきり高齢者等の寝具を洗濯、乾燥及び消毒することにより、清潔で快適な生活が過ごせるよう支援するとともに、介護者の負担軽減を図ることを目的として実施します。

今後も、事業内容の周知に努めるとともに、民生委員児童委員及び社会福祉協議会との連携強化を図り、利用促進に向けた取組みを進めます。

②軽度生活支援事業

【主管課：福祉課】

日常生活を営むことに支障がある高齢者に対し、ホームヘルパー等を派遣し、健全で安全な生活を営むことができるよう支援します。今後も事業内容の周知に努め、利用促進に向け取組みます。

③高齢者等食の自立支援事業

【主管課：福祉課】

在宅の独居高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、必要に応じ栄養バランスの取れた夕食を届けるとともに安否確認を行い、食の自立及び健康の増進を目的として実施します。

【事業目標】

高齢者等食の自立支援事業

単位：人、食

	実績見込	第8期 目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	48	50	52	54
配食数	7,300	7,400	7,500	7,600

利用者数：令和2年度は12月末までの月平均利用者数

配食数：令和2年度は12月末までの月平均配食数×12ヶ月の推計値

④生活管理指導短期宿泊事業

【主管課：福祉課】

居宅において、日常生活を営むのに支障がある高齢者で、生活指導の必要がある場合に、一時的に特別養護老人ホーム等へ宿泊させ、生活習慣の指導を行うとともに、体調調整を図ることを目的として実施します。今後も事業内容の周知を図るとともに、緊急時において施設入所が円滑に行えるよう関係機関との連携体制の強化に努めます。

⑤老人福祉助成事業（おむつ助成）

【主管課：福祉課】

寝たきり又は認知症高齢者に対して、おむつ代として月額 10,000 円の助成金を支給し、高齢者や介護者の経済的負担の軽減を図ります。

⑥緊急通報システム事業

【主管課：福祉課】

在宅の一人暮らし高齢者及び身体障がい者等の急病又は事故等の緊急時に迅速な救助等ができる緊急通報システムを装備し、一人暮らし高齢者及び身体障がい者等の日常生活上の安全確保と不安を解消することを目的として実施します。

緊急時における対応や安否確認など利用者ニーズに対応することができるよう取組みます。

⑦一人暮らし高齢者電気保安点検

【主管課：福祉課】

一人暮らし高齢者等を対象に、年1回、旧盆前に、町内の電気工事業協同組合の方々による電気保安点検（電気周りの清掃、点検等）を無料で実施します。

⑧高齢者日常生活用具支給事業

【主管課：福祉課】

住み慣れた地域の中で在宅生活を継続することができるよう、65歳以上の非課税世帯に対し日常生活用具を支給します。

今後とも、事業内容の周知に努め、対象者の状況に応じた日常生活用具の適正支給を行います。

⑨敬老祝金支給事業

【主管課：福祉課】

本町に居住する高齢者に対し敬老祝金を支給することにより、敬老の意を表し、高齢者福祉の増進を目的としています。今後も対象者の利便性を図るため口座振込の勧奨に努め、他市町村の実施状況を確認しながら敬老祝金支給事業を実施します。

⑩米寿・カジマヤー・新百歳記念品支給事業

【主管課：福祉課】

米寿、カジマヤー・新百歳の対象者に敬老の意を表し記念品に変えて、成年祝金の支給を検討しています。今後も、高齢者福祉の増進を目的として他市町村の実施状況を確認しながら支給事業を実施します。

⑪後期高齢者葬祭費補助金交付

【主管課：町民保険課】

後期高齢者葬祭費用として、後期高齢者医療広域連合からの補助金とは別に町独自の交付金として3万円の補助金を交付します。

3) 生活支援体制整備事業の推進

地域や多様な主体によって生活支援・介護予防サービスの提供体制の充実を図り、地域における生活支援ニーズとサービスをマッチングさせる調整役として生活支援コーディネーターを配置しています。

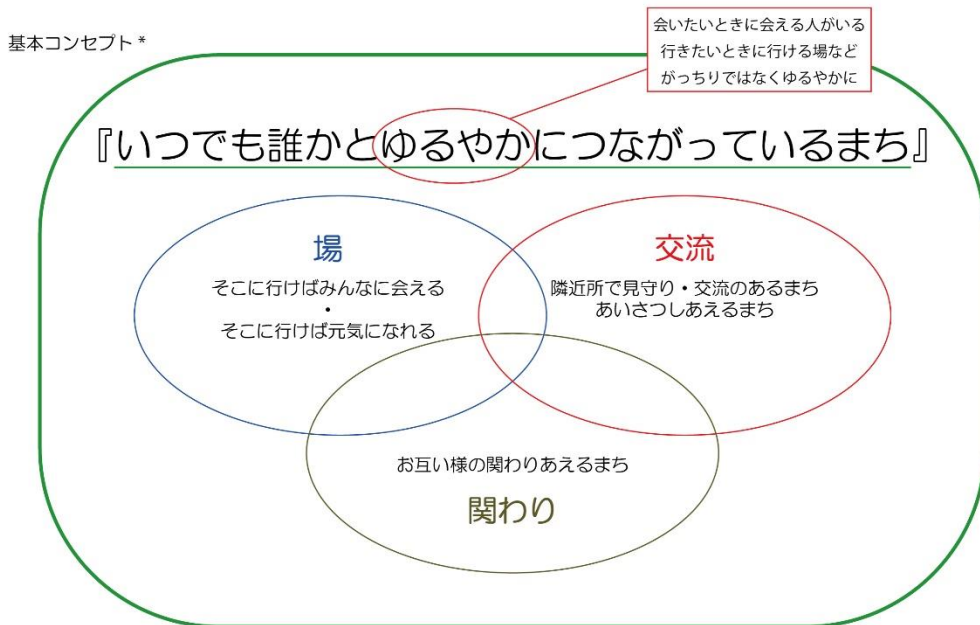
高齢者の担い手としての社会参加を支援するとともに、地域住民、ボランティア、社会福祉協議会、民間企業等の多様な主体が連携し、必要なサービスを提供するための活動を支援する拠点である研究会を活用し、地域における支え合い・助け合い活動の仕組みづくりを一層推進します。

【事業目標】

生活支援体制整備事業

単位：回

	実績見込	第8期 目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援体制整備研究会開催	0	4	4	4



* 概念・構想：全体にわたって組み立てられた考えの内容（大辞林より）

(2) 高齢者の権利擁護の推進

1) 権利擁護の充実

地域社会の中で、高齢者の尊厳が保持され自立した日常生活を営むことができるよう、権利擁護を一層推進するための連携・対応強化の推進役としての役割を担う中核機関の設置による支援体制の強化に努めます。また、社会福祉協議会や関係機関との連携を強化し、成年後見制度の普及及び活用促進を図るとともに、高齢者の人権を著しく侵害する虐待への防止策の充実を図ります。

①成年後見制度の活用促進

【主管課：福祉課】

認知症等により判断能力が不十分な高齢者の権利を擁護するため、「成年後見制度利用促進基本計画」の策定や、中核機関の設置の在り方について検討を行うなど、成年後見制度活用促進の強化に向けた取組を進めます。

②高齢者虐待防止の普及啓発活動の推進

【主管課：福祉課(地域包括支援センター)】

地域包括支援センターの相談機能を強化し、高齢者虐待に対する相談支援や対応体制の強化に努めています。

今後とも、高齢者の虐待に対する理解と意識を高めていくとともに、虐待の早期発見、通報、早期対応に対する普及啓発に努めます。

③事例困難ケースへの対応（老人福祉施設への措置）

【主管課：福祉課】

65歳以上の介護保険非該当者で身体上、精神上の理由又は、虐待等の困難事例などで自宅での生活が困難な者に対し、養護老人ホームへの入所措置を行います。

④日常生活自立支援事業

【主管課：社会福祉協議会】

認知症や障がいのある高齢者等で、日常的な金銭管理能力等が低下している場合、預金通帳や金銭管理、福祉サービス等の利用支援等を社会福祉協議会において援助します。

2)認知症施策の推進

高齢社会が進展する中で、認知症を発症する方々が増加することが予測されています。認知症を病気として理解し、認知症の早期発見・早期対応が求められています。たとえ認知症になったとしても、身近な地域で安心して暮らしていくことができるように、認知症に対する理解を促すための普及啓発活動の充実を図るとともに、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進します。

①認知症に対する理解を促進する普及啓発活動の推進

【主管課：福祉課(地域包括支援センター)】

認知症高齢者が尊厳を保ちながら、地域社会の中で安心して暮らし続けられるよう、その家族や地域住民に対して、認知症に対する正しい理解と適切な対応を促すための普及啓発活動を実施します。

また、認知症に対する理解と認知症高齢者やその家族を支援していくため、すべての世代を対象とした認知症サポーターの養成に取り組めます。

【事業目標】

認知症に対する理解を促進する普及啓発活動の推進		単位：人		
	実績見込	第8期 目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター養成人数	1,088	1,188	1,288	1,388

②認知症の早期発見・対応

【主管課：福祉課(地域包括支援センター)】

地域包括支援センター内において、平成 30 年度に認知症初期集中支援チームを設置し、医療及び介護関係者、認知症地域支援推進員等と連携し認知症の早期発見・対応へとつなげる体制の充実を図っています。

認知症を発症したとしても、できる限り住み慣れた地域で、安心して暮らしていくことができるように、必要な医療・介護サービス等を切れ目なく提供し、認知症地域支援推進員を中心に認知症サポーターや、介護サービス事業者、地域医療機関等と連携した早期発見・早期対応に向けた支援体制の強化に努めます。

【事業目標】

認知症初期集中支援推進事業		単位：人		
	実績見込	第8期 目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	2	5	5	5

③認知症予防の推進

【主管課：福祉課(地域包括支援センター)】

「認知症にならないこと」、「認知症になっても進行を穏やかにするなど」を踏まえ、認知症に対する備えとしての取組みに重点を置き、認知症予防教室(「じんぶん倶楽部」)や自主サークルである「じんぶんクラブ」活動を積極的に支援し、認知症予防に対する認識や知識を広く町民に普及します。

④認知症介護者への支援

【主管課：福祉課(地域包括支援センター)】

認知症高齢者の介護者を支援するため認知症高齢者やその家族が気軽に集い情報交換や相談、予防や症状の改善を目指して活動できる認知症カフェの充実に向けた取組みを進めます。

【事業目標】

認知症カフェ

単位:人

	実績見込	第8期 目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	6	12	12	12
参加人数	90	120	120	120

⑤認知症ケアパスの利活用の促進

【主管課：福祉課(地域包括支援センター)】

認知症高齢者の増加が予測されており、今後は、認知症になっても安心して暮らし続ける支援の充実が求められます。

認知症に対する基礎的情報や医療・介護等の適切なサービス利用方法等について医療・介護・福祉の専門員や関係機関等との情報や支援の在り方の共有を行い、認知症高齢者やその家族が、住み慣れた地域でより良い生活を営むことができるように認知症ケアパスの普及・啓発活動の充実に努めます。

⑥地域における見守り体制の充実

【主管課：福祉課】

認知症によって徘徊したとしても、早期に発見・対応ができるように、まわりが支援するケア体制を整えることが必要です。

地域包括支援センターと嘉手納警察署との間で、「認知症高齢者等見守り安全支援に関する協定」を結んでいます。

今後は、社会福祉協議会、嘉手納警察署、老人クラブ等の関係団体等との連携により認知症高齢者 SOS ネットワーク（仮称）の設置に向けた取組みを検討します。

支援施策4 生きがいと社会参加の促進

(1) 高齢者に配慮した生活環境の充実

1) ひとにやさしいまちづくりの推進

高齢者にとどまらず、子ども、障がいのある町民等が行動の範囲を広げ積極的に社会参加を行うことができるよう、利便性が高く、安心して生活しやすい環境づくりを進めます。

誰もが、安心安全に利用することができるように、公共施設や公共交通等については「高齢者、障害者の移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、今後実施されるまちづくり整備事業等においても、すべての人にやさしいまちづくりという視点に基づいて実施します。

①ひとにやさしいまちづくりの普及啓発

【主管課：福祉課、都市建設課】

高齢者や障がいのある町民の移動や社会参加を促進していくため、人にやさしいまちづくりに取り組むとともに、その普及啓発活動を推進します。

2) 住環境の整備

高齢者が住み慣れた地域の中で在宅生活を続けることを支援する施策の一つとして高齢者に配慮した住宅整備や住まいの確保対策は重要となっています。

高齢者の生活スタイルも多様化していることを踏まえ、安全に住み続けることができる高齢者に配慮した住宅の整備を促進するとともに、住環境の改善に対する支援を行います。

①町営住宅における高齢者向け住宅の整備

【主管課：都市建設課】

沖縄県福祉のまちづくり条例等の整備基準を踏まえ、町営住宅の整備を進めます。

②町営住宅等の優先入居

【主管課：都市建設課】

町営住宅入居に対する応募抽選において高齢者世帯等への優遇として、抽選番号を2個割り振って抽選を行います。

③高齢者向け住宅等に係る情報連携強化

【主管課：福祉課】

住み慣れた地域や或いは居宅で最後まで暮し続けたいという高齢者の多様なニーズに応じた住宅の安定確保も必要とされています。

近年、有料老人ホームや高齢者向け住宅の需要が増加する傾向にあるとされており、高齢者の日常生活を支えるサービスを兼ね備えた居住環境の整備を促進していくため沖縄県や関係機関と連携を図ります。

④高齢者住宅改造費助成事業

【主管課：福祉課】

高齢者が地域の中で、自立した在宅生活の継続を促進する観点から、虚弱高齢者等の住宅改造費の助成を行います。

⑤高齢者居住サポート事業

【主管課：福祉課】

家賃等の支払い能力があるにもかかわらず、連帯保証人等の確保ができず、民間賃貸住宅等への入居に困窮している高齢者に対する入居支援を行います。

3) 高齢者の移動支援の充実

高齢者等の在宅での生活を支援していくため、高齢者外出支援事業を実施しています。

高齢者の生活利便性の向上や、閉じこもり防止等を含めた社会参加を促進するため、地域福祉交通の実証実験を踏まえた結果、新たな高齢者の移動支援を実施しています。

①高齢者外出支援事業

【主管課：福祉課】

一般の交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者に対し、地域の中で引き続き生活をしていくための支援を実施します。今後も、移動支援の充実に努めます。

②高齢者外出支援タクシー料金助成事業

【新規】

【主管課：福祉課】

移動手段が困難な高齢者がタクシーを利用する場合において、料金の一部を助成します。今後は、利用方法や事業の周知に努めます。

【事業目標】

高齢者外出支援タクシー料金助成事業

単位：利用率

	実績見込	第8期 目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用率	79	80	80	80

4) 防犯・防災、交通安全対策の充実

近年高齢者をターゲットとした犯罪被害や、高齢者自身が加害者となる交通事故件数等が増加しています。こうした、高齢者を狙った犯罪を未然に防ぐための防犯対策や交通安全対策の充実・強化に取り組めます。

また、台風等の災害時に自力で避難することができない要支援者に対し、地域の見守り活動と連携した迅速な避難・誘導體制づくりの充実に向けた取り組みを進めます。

①避難行動要支援者システムの充実

【主管課：福祉課、地域包括支援センター】

災害時における避難誘導が必要な対象者を適正に把握するため、「避難支援希望確認書」の配布や避難行動要支援者等名簿の作成を社会福祉協議会、自治会、コミュニティソーシャルワーカー、民生委員児童委員、地域見守り隊等と連携して取り組めます。

②災害時の避難・誘導體制の構築

【主管課：福祉課、総務課、社会福祉協議会】

「嘉手納町地域防災計画」に基づき、緊急時における避難行動要支援者等の避難誘導が迅速に行われるよう、関係機関等との連携により自主防災組織が未設置の行政区における組織立ち上げの支援を行います。

また、「避難行動要支援者システム」、エリアメール等の配信による災害に対する注意喚起の充実を図るとともに、民生委員児童委員等の関係機関、地域住民と連携した避難誘導體制の確立に向けた取り組みを推進します。

③防犯対策の実施

【主管課：総務課】

嘉手納地区防犯協会、嘉手納警察署や地域等と連携し、高齢者が犯罪に巻き込まれないよう、犯罪手口に関する情報提供や防犯意識を高める啓発活動の強化に努めます。また、シニアソフトボール大会を通して、地域の連帯意識の醸成や防犯意識の高揚啓発を図ります。

④交通安全対策の実施

【主管課：総務課】

嘉手納地区交通安全協会、嘉手納警察署や地域等と連携し、様々な交通安全対策を実施します。

- ・ 高齢者向け交通安全教室 高齢運転者による全国的な事故の増加を踏まえ、交通ルールや安全運転について普及啓発していきます。
- ・ 交通安全運動の実施 年に4回実施される交通安全運動期間に、交通事故への対策等、高齢者が被害に合わないよう普及啓発していきます。

- ・交通安全施設の充実 高齢者が安心して道路や歩道を行動できるよう、信号機や道路標識等の整備について努めていきます。
- ・交通災害共済の周知 交通事故による傷害が発生した場合に見舞金が支給される交通災害共済について周知し、加入促進していきます。

(2) 生きがいがづくり等への支援

1) 地域及び世代間交流の推進

様々な人と交流し語り合い、楽しく暮らすことなど、交流は高齢者の生きがいとなり心身の健康の保持・増進につながります。

高齢者が、学校教育や地域行事、サークル活動などの様々な機会を通して地域交流や世代を超えた交流を行うことができる多様な機会の提供と気軽に集い、語り、楽しむ場づくりに努めます。

① 生きがい活動支援通所事業（施設型）

【主管課：福祉課】

介護認定を受けていない家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、閉じこもりを防止し、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を支援しています。

今後は、介護予防・生活支援サービス事業と連携を図り、効果的なサービスを提供できるように事業内容の見直しを検討します。

【事業目標】

生きがい活動支援通所事業（施設型）

単位：人

	実績見込	第8期 目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録人数	2	3	3	3

② 地域介護予防活動支援事業（ミニデイサービス）

【主管課：福祉課】

家に閉じこもりがちな高齢者に対し、生きがいの高揚、社会参加及び健康増進を図ることを目的に、各自治会において月2回ミニデイサービスを実施しています。

地域の交流活動等に参加することができない、あるいは参加が困難な高齢者の支援となるように、送迎方法の検討や実施プログラムの充実に向けた見直しに努めます。また、高齢者自らも、支える側の「担い手」として地域活動に参加することを促していくなど、協力員の確保に向け地域福祉活動と一体的に取り組めます。

【事業目標】

地域介護予防活動支援事業

単位：日、人

	実績見込	第8期 目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催日数	4	139	139	139
参加延べ人数	50	2,000	2,000	2,000

③社会参加の場づくり

【主管課：社会福祉協議会】

制度やサービスにつながっていない閉じこもりがちな高齢者の方を対象に、新たな社会参加の場を提供し、仲間づくりの場、孤立感の解消、見守り、閉じこもりの防止、介護予防、健康づくりを目的とする活動を推進します。

【事業目標】

社会参加の場づくり

単位：箇所

	実績見込	第8期 目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置個所数	1	1	1	1

④多様な居場所をつなげるネットワークの構築

【主管課：福祉課、社会福祉協議会】

町内においては、制度やサービスにつながっていない閉じこもりがちな高齢者の社会参加の場、生きがいづくりの場、身近で気軽に集まれる場としての「居場所」が複数箇所で開設されています。

多くの町民が気軽に利用できるように多様な形態による居場所を有機的につなぐ取組みを進めます。

2)生きがい活動の場づくり

自由時間を有効に活用した、生きがい活動の施策を展開していくためには、活動に関する情報提供、多様な参加機会や、場を提供することが必要です。

そのため、各区コミュニティセンター等の既存施設の有効活用や、生きがい活動の場の整備を推進します。

①老人クラブ活動の充実支援

【主管課：社会福祉協議会】

老人クラブは、魅力あるクラブづくりをめざし「ディスコフィットネス」などの新たな取り組みによる生きがいづくりや健康増進、交流活動等を目標として事業を推進しています。

地域高齢者の友愛訪問や見守り、支え合い活動、生きがいづくり等で重要な役割を担う組織であることを踏まえ、年代別の多様なニーズに応じたクラブ活動内容を調整し活動の活性化を図るとともに、リーダーの育成並びに会員の拡大を促進します。

【事業目標】

老人クラブの活動の充実支援

単位：箇所、人

	実績見込	第8期 目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
老人クラブ数	6	6	6	6
会員数	1,176	1,181	1,186	1,191

②シルバー支援センター機能の充実

【主管課：福祉課】

シルバー支援センターは、介護予防教室の開催や「ふー体操同好会」、「じんぶん倶楽部同好会」等の高齢者の自主活動などにも利用されています。

今後も、高齢者福祉・介護予防の拠点としてシルバー支援センターを活用します。

3)生涯学習及びスポーツの振興

多様な価値観を持った高齢者の学習意欲に応えるため、各種講座の開催や学習カリキュラムの検討等、生涯学習環境の整備を進めるとともに、誰でも気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション環境の整備を進めます。

①多様な生涯学習機会の充実

【主管課：社会教育課】

高齢者の多様な生涯学習ニーズに柔軟に対応していくため、各種講座及び生涯学習カリキュラムの見直しや受け入れ枠の拡大等を行うなど地域における受け皿の整備や学習機会の拡大を図ります。

今後は広報等を通じて、社会教育学級等の活動の周知に努めるとともに、文化事業の充実及び文化センターが多くの町民に利用される施設運営に努めます。

②スポーツ・レクリエーションの充実

【主管課：福祉課、社会教育課】

高齢者の健康の保持増進、生きがいつくりとして日常的に楽しみながら気軽に取り組める軽スポーツやレクリエーション教室等の開催等を進めます。

また、介護予防事業として進めている（プール教室）水中運動等と連携し、高齢者自身が主体的に健康づくりや介護予防に取り組むことを支援します。

4) 生きがい就労環境の整備

高齢者にとって、長年培ってきた経験と能力を生かし意欲を持って社会参加をしていくことは、心身の健康及び生きがいづくりや地域の活性化にもつながります。

地域の高齢者が就労について気軽に相談できる場を整備します。

① 高齢者の就労支援

【主管課：福祉課、産業環境課】

団塊の世代を中心として、多様な知識や技術を持った方々が高齢期を迎えることで、今後、高齢者の就労意欲は増大していくものと考えられます。

高齢者の就労意欲や能力に応じた就労機会を確保していくため、高齢者向けの求人情報の発信や資格取得支援補助金事業を継続して実施します。

② 高齢者の就労支援相談の充実

【主管課：福祉課、産業環境課】

高齢者のそれぞれの能力を生かした就労機会の確保が行えるよう、グッジョブサポート嘉手納との連携を強化し、就労相談体制の充実を図ります。

第6章 介護保険サービス並びに第8期介護保険料について

1 介護保険サービスの見込み量について

(1) 被保険者数の将来推計

令和3年度(2021年)における高齢者の推計人口は、令和2年度(2020年)に比べ17人増となる3,259人と見込まれており、高齢者人口は増加傾向で推移するものと予測されています。

令和3年度における前期高齢者数が前年度に比べて71人増となる1,591人になる一方、後期高齢者数は前年度に比べて54人減となる1,668人と見込まれており、後期高齢者は令和5年度(2023年)まで減少傾向で推移した後、再び増加傾向に転じると予測されています。

第1号被保険者数の推計

単位:人

	人口実績			推計値			
	2018年 (平成30年度)	2019年 (令和元年度)	2020年 (令和2年度)	2021年 (令和3年度)	2022年 (令和4年度)	2023年 (令和5年度)	2025年 (令和7年度)
65～69歳	867	887	886	880	914	895	877
70～74歳	538	589	634	711	738	760	781
前期高齢者計	1,405	1,476	1,520	1,591	1,652	1,655	1,658
75～79歳	571	536	527	487	471	472	536
80～84歳	564	562	549	529	525	533	513
85～89歳	395	402	395	397	391	381	367
90歳以上	213	237	251	255	262	269	276
後期高齢者計	1,743	1,737	1,722	1,668	1,649	1,655	1,692
合計	3,148	3,213	3,242	3,259	3,301	3,310	3,350

※人口推計は、コーホート変化率法による。

※平成30年度～令和元年度は10月末時点、令和2年度は6月末時点

資料:見える化システム

(2) 第1号被保険者の要支援、要介護認定者数の推計

令和3年度(2021年)における認定者数の推計人口は、令和2年度(2020年)に比べ7人減となる693人となっており、令和4年度(2022年)にて再び増加傾向に転じると予測されています。認定率は21.3%台で推移するものと見込まれています。

要支援、要介護認定者数及び認定率の推計

単位:人

	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定率
2018年(平成30年度)	669	51	101	116	110	100	110	81	21.3%
2019年(令和元年度)	701	55	105	119	125	99	120	78	21.8%
2020年(令和2年度)	700	63	106	112	123	100	119	77	21.6%
2021年(令和3年度)	693	62	104	112	122	99	117	77	21.3%
2022年(令和4年度)	702	63	105	114	122	101	118	79	21.3%
2023年(令和5年度)	706	63	106	113	124	101	119	80	21.3%
2025年(令和7年度)	709	62	106	112	125	102	121	81	21.2%

資料:見える化システム

2 介護保険サービス給付費の推計

介護保険サービス見込額の推計は、平成30年度（2018年）～令和2年度（2020年）における各サービスの実績値を基に、保険者である沖縄県介護保険広域連合における見込額算定に係る基本的な考え方に基づき推計しています。

(1) 総給付費の推移

令和3年度（2021年）における総給付費は、11億7,679万8千円と算出されます。内訳は居宅サービスが総給付費の55.4%を占める6億5,143万4千円、施設サービスが4億237万5千円（34.2%）、地域密着型サービスが1億2,298万9千円（10.5%）となっています。

令和5年度（2023年）の総給付費は、令和3年度に比べて2,927万6千円増となる12億607万4千円となる見込みです。

第8期介護保険事業計画期間内の総給付合計は、35億6,992万1千円となることが見込まれています。

総給付費		単位：千円			
	2021年 (令和3年度)	2022年 (令和4年度)	2023年 (令和5年度)	2025年 (令和7年度)	
総給付費	1,176,798	1,187,049	1,206,074	1,202,191	
居宅サービス	651,434	661,393	649,888	651,881	
地域密着型サービス	122,989	123,058	153,588	153,588	
施設サービス	402,375	402,598	402,598	396,722	

資料：見える化システム

(個別サービスの給付見込額は次頁参照)

【介護予防】

単位：千円、人、回(日)

		2021年 (令和3年度)	2022年 (令和4年度)	2023年 (令和5年度)	2025年 (令和7年度)
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	2,838	2,840	2,840	2,840
	回数(回)	42.9	42.9	42.9	42.9
	人数(人)	6	6	6	6
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	129	129	129	129
	人数(人)	1	1	1	1
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	2,389	2,390	2,390	2,390
	人数(人)	5	5	5	5
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	695	696	696	696
	日数(日)	8.0	8.0	8.0	8.0
	人数(人)	2	2	2	2
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	3,499	3,579	3,579	3,579
	人数(人)	48	49	49	49
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	538	538	538	538
	人数(人)	2	2	2	2
介護予防住宅改修	給付費(千円)	1,185	1,185	1,185	1,185
	人数(人)	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	1,690	1,691	1,691	1,691
	人数(人)	2	2	2	2
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	2,075	2,076	2,076	2,076
	人数(人)	2	2	2	2
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
(3) 介護予防支援					
	給付費(千円)	3,038	3,092	3,092	3,092
	人数(人)	57	58	58	58
合計		給付費(千円)	18,076	18,216	18,216
		人数(人)	57	58	58

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

資料：見える化システム

【介護】

単位：千円、人、回(日)

		2021年 (令和3年度)	2022年 (令和4年度)	2023年 (令和5年度)	2025年 (令和7年度)
(1) 居宅サービス					
訪問介護	給付費(千円)	34,001	34,020	34,613	33,639
	回数(回)	986.8	986.8	1,008.2	975.9
	人数(人)	64	64	64	63
訪問入浴介護	給付費(千円)	674	674	674	674
	回数(回)	5.0	5.0	5.0	5.0
	人数(人)	2	2	2	2
訪問看護	給付費(千円)	9,604	9,609	9,609	9,609
	回数(回)	119.8	119.8	119.8	119.8
	人数(人)	17	17	17	17
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	1,894	1,895	1,895	1,895
	回数(回)	56.0	56.0	56.0	56.0
	人数(人)	6	6	6	6
居宅療養管理指導	給付費(千円)	2,001	2,002	1,915	1,915
	人数(人)	29	29	28	28
通所介護	給付費(千円)	408,592	416,551	407,682	410,283
	回数(回)	4,296.0	4,372.3	4,289.1	4,313.6
	人数(人)	237	241	237	238
通所リハビリテーション	給付費(千円)	41,713	41,736	40,318	40,318
	回数(回)	377.6	377.6	366.7	366.7
	人数(人)	38	38	37	37
短期入所生活介護	給付費(千円)	14,238	14,246	14,246	14,246
	日数(日)	135.0	135.0	135.0	135.0
	人数(人)	18	18	18	18
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	1,782	1,783	1,783	1,783
	日数(日)	13.0	13.0	13.0	13.0
	人数(人)	2	2	2	2
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	24,764	25,392	24,833	25,001
	人数(人)	220	225	220	222
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	216	216	216	216
	人数(人)	1	1	1	1
住宅改修費	給付費(千円)	1,006	1,006	1,006	1,006
	人数(人)	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	37,989	38,010	38,010	38,010
	人数(人)	16	16	16	16
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	39,081	39,103	39,103	39,103
	回数(回)	437.4	437.4	437.4	437.4
	人数(人)	37	37	37	37
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	51,319	51,348	51,348	51,348
	人数(人)	20	20	20	20
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	30,514	30,531	61,061	61,061
	人数(人)	9	9	18	18
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	給付費(千円)	186,172	186,275	186,275	192,317
	人数(人)	63	63	63	65
介護老人保健施設	給付費(千円)	63,530	63,566	63,566	63,566
	人数(人)	19	19	19	19
介護医療院	給付費(千円)	0	0	0	140,839
	人数(人)	0	0	0	35
介護療養型医療施設	給付費(千円)	152,673	152,757	152,757	
	人数(人)	34	34	34	
(4) 居宅介護支援					
	給付費(千円)	56,959	58,113	56,948	57,146
	人数(人)	321	327	321	322
合計	給付費(千円)	1,158,722	1,168,833	1,187,858	1,183,975

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

資料：見える化システム

(2) 第8期介護保険事業計画における介護保険料の算定

第8期介護保険事業計画においては、要支援、要介護認定者数及び介護保険サービス利用量が増加することが見込まれています。また、65歳以上の高齢者が負担する介護保険料の割合は第7期計画と同様に23.0%となります。

介護保険料の高騰を抑制するために、以下の抑制策を実施します。

①介護給付費準備基金の投入

第7期介護保険事業計画における余剰金を投入します。

②被保険者の負担能力に応じた所得段階の多段階設定

被保険者の負担能力に応じた負担の考え方にに基づき、標準9段階に加え、10段階、11段階、12段階のける負担割合を変更しました。

(3) ランク別保険料の設定

①保険料の考え方

介護保険の保険料は、負担の公平の観点から一つの保険者においては一つが原則となっています。

しかしながら、広域連合の構成市町村間の保険料に著しく格差が生じたため、第2期介護保険事業計画以降の各事業計画期間において、複数保険料を設定して介護保険事業を運営しています。

しかし、介護保険料の不均一賦課は、構成市町村の保険料の格差是正のための経過措置であることを踏まえ、第9期介護保険事業計画から介護保険料の均一賦課を実施することについて構成市町村から了承されました。

そのため、沖縄県介護保険広域連との連携により、保険料の平準化に向けた地域格差の解消を図るなど、第9期介護保険事業計画から保険料均一賦課に向けた取組みを進めます。

②ランク別保険料算出の考え方

事業計画におけるランク別保険料の設定については、これまでと同様に「保険料の平準化」を前提として、保険料の近い市町村ごとにランク分けを行い、第2ランク（構成29市町村の平均的な月額保険料の集団）を基準として、乖離がないように調整を行い、各ランクに区分された市町村の加重平均額を各ランクの標準月額保険料として設定しました。

ランク別構成市町村

ランク区分	構成市町村
1ランク	
2ランク	
3ランク	嘉手納町

第1号被保険者保険料(年額、ランク別)

段階	対象者	保険料率	保険料年額		
			1ランク	2ランク	3ランク
第1段階	生活保護者、世帯全員が住民税非課税者で老齢福祉年金受給者または前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額 × 0.50 (0.30)	37,872円 (22,723円)	40,800円 (24,480円)	45,036円 (27,022円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税者で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額 × 0.75 (0.50)	56,808円 (37,872円)	61,200円 (40,800円)	67,554円 (45,036円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税者で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額 × 0.75 (0.70)	56,808円 (53,020円)	61,200円 (57,120円)	67,554円 (63,050円)
第4段階	本人が住民税非課税者で、世帯に住民税課税者がある場合、年金収入等が80万円以下の方	基準額 × 0.90	68,169円	73,440円	81,064円
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税者で、世帯に住民税課税者がある場合、年金収入等が80万円を超える方	基準額 × 1.00	75,744円	81,600円	90,072円
第6段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.20	90,892円	97,920円	108,086円
第7段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.30	98,467円	106,080円	117,093円
第8段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.60	121,190円	130,560円	144,115円
第9段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.80	136,339円	146,880円	162,129円
第10段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額 × 1.90	143,913円	155,040円	171,136円
第11段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	基準額 × 2.00	151,488円	163,200円	180,144円
第12段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	基準額 × 2.10	159,062円	171,360円	189,151円

第1号被保険者保険料(月額、ランク別)

段階	対象者	保険料率	保険料月額		
			1ランク	2ランク	3ランク
第1段階	生活保護者、世帯全員が住民税非課税者で老齢福祉年金受給者または前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額 × 0.50 (0.30)	3,156円 (1,894円)	3,400円 (2,040円)	3,753円 (2,252円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税者で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額 × 0.75 (0.50)	4,734円 (3,156円)	5,100円 (3,400円)	5,630円 (3,753円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税者で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額 × 0.75 (0.70)	4,734円 (4,418円)	5,100円 (4,760円)	5,630円 (5,254円)
第4段階	本人が住民税非課税者で、世帯に住民税課税者がある場合、年金収入等が80万円以下の方	基準額 × 0.90	5,681円	6,120円	6,755円
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税者で、世帯に住民税課税者がある場合、年金収入等が80万円を超える方	基準額 × 1.00	6,312円	6,800円	7,506円
第6段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.20	7,574円	8,160円	9,007円
第7段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.30	8,206円	8,840円	9,758円
第8段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.60	10,099円	10,880円	12,010円
第9段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.80	11,362円	12,240円	13,511円
第10段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額 × 1.90	11,993円	12,920円	14,261円
第11段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	基準額 × 2.00	12,624円	13,600円	15,012円
第12段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	基準額 × 2.10	13,255円	14,280円	15,763円

※上記、年額・月額保険料の第1段階～第3段階における括弧書き()は、令和元年10月の消費税率の引き上げに伴い、低所得者向けに公費を投じた軽減後の保険料となっています。

※月額保険料は年額保険料を12月で割ったものを1円未満で四捨五入しています。

第7章 推進体制の整備と評価

1 計画の推進体制の充実

(1) 福祉人材の養成、確保

高齢者が可能な限り、地域の中で自立し、いきいきと暮らしていくことを支援していくためには、在宅福祉サービス等と連携し地域住民の相互扶助による支え合い、見守り等を軸とした福祉活動が必要です。

公的サービスと地域を主体とした地域福祉活動が連携した地域の包括的なケア体制を構築していくため、専門的な知識や技能を兼ね備えた人材や地域の福祉を担うボランティアなど、地域福祉を担う多様な人材の養成・確保に努めます。

(2) 町民、関係機関、行政等の役割

本計画に掲げられた個別施策を地域、行政、関係機関等が一体となって推進していくため、それぞれが担うべき役割を整理します。

○地域住民の役割

相互扶助意識を高めながら、高齢者が身近な地域で安心して暮らしていくことができるよう、高齢者を支える一人の担い手として、見守り、支え合いなど地域の主体的な福祉活動に取り組めます。

○各種団体等の役割

身近な地域でのサービス提供の担い手として、関係機関との連携を図りつつ高齢者の自己選択と自己決定を前提とした適切なサービス提供を行うなど、高齢者福祉サービスの向上に努めます。

○行政の役割

地域や関係福祉団体及びサービス提供事業者等との連携を図りながら、地域住民の主体的な地域福祉活動に対する支援を行うとともに、適切なサービスを提供する体制づくりを進めます。

○社会福祉協議会の役割

地域に密着した高齢者の福祉施策を推進するため、関係機関との横断的な協力体制の構築を図り、社会福祉協議会独自の柔軟性や機動性を活かした福祉活動を推進します。

2 計画の評価体制

(1) 実効性の確保

計画期間内における各年度の計画値や目標値に沿ったチェックと事業評価を実施し、計画の進捗状況を管理します。

(2) 評価組織体制の整備

本計画の推進・評価等については地域住民や関係機関等の意見を広く取り入れる体制を整え、計画の進捗管理を進めます。